

平成26年度

企画調整部 事業計画書



平成26年4月

福島県 企画調整部

平成 26 年度 企画調整部 事業計画書

目 次

第 1 章 企画調整部の基本方針と施策	
第 1 企画調整部の基本方針	2
第 2 企画調整部の施策	3
第 2 章 企画調整部の執行体制	
第 1 企画調整部の組織機構	10
第 2 企画調整部の事務分掌	11
第 3 章 企画調整部の当初予算	
第 1 企画調整部当初予算の概要	18
第 4 章 各総室及び各局の取組目標と主要事業	
第 1 企画調整総室	22
第 2 地域づくり総室	33
第 3 情報統計総室	44
第 4 避難地域復興局	57
第 5 文化スポーツ局	59
第 5 章 庁内連携の取組	
第 1 企画調整部の庁内連携組織（会議等）	74
□ 企画調整部内各課の連絡先	78

第 1 章 企画調整部の基本方針と施策

第1 企画調整部の基本方針

平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、本県に未曾有の被害をもたらした。今なお、13万人余の県民が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされており、また、福島県の人口は、震災前の202万人（平成23年3月1日）から、194万人（平成26年4月1日）に減少している。

さらに、除染、汚染水、県民の健康、損害賠償、風評対策、ふるさとへの帰還などの課題が山積している。

震災関連の課題を解決し、本県の復興を推進しながら、少子化と超高齢社会の本格的な到来、経済活動のグローバル化の進展、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の多様化の進行、さらには安全と安心に対する関心の高まりなど、新たな課題にも迅速に対応するためには、柔軟で自立的な自治体経営がこれまで以上に求められている。

このような中、平成26年度の企画調整部は、復興施策の迅速かつ着実な推進に取り組むため、部局間の連携を図りながら「新生ふくしま復興推進本部」を運営するほか、県政全般における総合的な企画の立案及び調整を積極的に実施する。

また、地域づくりにあたっては、復興特区制度の積極的な活用を始め、多様な交流・連携を進めること等により、過疎・中山間地域の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくりに向けて、地域においてエネルギー自立を図る取組を推進する。

さらに、高度情報化社会の進展や社会経済情勢の変化に対応するため、ICTを活用した電子県庁の構築や地域情報化等を促進するとともに、県内の現状を的確に把握するために各種統計調査を円滑に実施しながら、その結果等を広く県民へ提供する。

一方、原子力災害により避難地域等となっている市町村に対し、ふるさとへの帰還及び復興を推進するためきめ細かな取組を行うとともに、長期避難者等の生活拠点の早期整備や住民サービスの確保等を図る。

加えて、県民参加による県づくりを図るため、新"うつくしま、ふくしま。"県民運動等を推進するほか、県民が文化にふれ親しむ機会の創出、人づくりを通じた生涯学習の環境づくり、地域における生涯スポーツの振興及びスポーツ競技力の向上、さらにはスポーツやレクリエーションの大会の誘致にも積極的に取り組む。

以上の点を踏まえ、平成26年度においては次に掲げる主要施策を推進する。

第2 企画調整部の施策

1 県行政の総合企画・調整

各部局等との綿密な連携の下、県政全般における総合的な企画・立案及び調整を積極的に推進するとともに、新たな課題への対応に努める。

2 総合計画及び復興計画の推進

総合計画及び復興計画の進行管理を着実にを行うとともに、それぞれの計画の前提となる事項に大きな変化が生じた場合は、計画の見直しを行う。

3 新生ふくしま復興推進本部の運営

新生ふくしま復興推進本部（以下「復興推進本部」という。）を運営し、全庁一体となった復興・再生を推進する。

【復興推進本部が担う機能】

- ・各種計画の一体的推進
- ・福島復興再生特別措置法の適正な運用・活用
- ・窓口の一元化（集約・調整機能の発揮）
- ・課題解決方策の提案及び促進
- ・総合調整機能強化

4 福島復興再生特別措置法の活用

(1) 福島復興再生特別措置法の趣旨

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）は、原子力災害からの復興及び再生のため、県民の健康から産業まで国が行う幅広い分野の特別措置が盛り込まれた包括的な恒久法であり、また、法に基づく基本方針は、原子力災害からの復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、法第5条第1項の規定に基づき国が作成し、閣議決定するものである。

(2) 福島復興再生特別措置法の活用

法に基づく避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画及び重点推進計画に盛り込まれた施策の着実な実施とともに、新たに生ずる政策課題への対応を速やかに具現化するため、適時・適切に法改正や基本方針の見直しを図る。

5 広域連携・交流の推進（5県ループ、FIT）

隣接県（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）に共通する広域的課題等について、北関東磐

越五県知事会議において意見交換を行い、交流・連携を推進する。

また、FIT構想の推進により、福島・茨城・栃木3県の県際地域がこれまで培ってきた交流・連携を基に、広域交流圏としての一層の発展を図る。

6 高等教育機関の活用の推進

大学等の高等教育機関が有する知見を活用し、地域が抱える課題の解決に向けた取組を推進する。

7 総合的な土地利用及び総合的な水管理の推進

(1) 総合的な土地利用の推進

県国土利用計画に基づき、復興加速化のための土地利用を推進するとともに、復興が進むにつれ増加傾向にある土地取引に係る届出審査や回復基調にある地価の動向調査を的確に行うなど、総合的な土地利用に取り組む。

(2) 総合的な水管理の推進

水資源総合計画「新生ふくしま水プラン」に基づき、本県の水環境及び水資源関連施設の復興・再生、健全な水環境や安全で安定的な水供給の確保など、総合的な水管理を推進するとともに、本県の優れた水環境に関する情報発信や水環境活動団体の支援に取り組む。

8 復興特区制度の活用

復興特区制度は、規制・手続の特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用していく。

9 過疎・中山間地域など地域振興対策の推進

(1) 過疎・中山間地域の振興

地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となる地域が増加するなど厳しい状況にある過疎・中山間地域において、市町村、地域住民、関係団体等と連携し、地域の特性に応じた総合的な施策を推進する。

(2) 地域づくりの総合支援

住民が主役の個性と魅力ある地域づくりや復興に向けた活動を支援するとともに、各地方振興局を中心とした出先機関が地域の状況に応じた事業を企画・実施する。

(3) 阿武隈地域の振興

阿武隈地域振興協議会を中心として、「福島県阿武隈地域振興プラン21」に

基づく広域的な地域振興の取組を推進する。

(4) 奥会津地域の振興

新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業の推進などにより、過疎化・高齢化が著しく進行する奥会津地域の振興を図る。

(5) 地産地消の推進

県政のあらゆる分野において地産地消の推進を広く県民にアピールするとともに、県自らも率先して取り組む。

10 再生可能エネルギーの導入・普及促進

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくりに向けて、本県の豊かな地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入・普及を促進するとともに、地域でエネルギー自立を図る取組を推進する。

11 情報化の推進

(1) 地域情報化の推進

県民にとり身近な情報通信手段である携帯電話の通話可能エリアの拡大のための取組を引き続き支援していくほか、地上デジタル放送難視聴地区の解消のため、市町村による受信環境整備の取組を積極的に支援していく。

(2) 電子県庁の効率的推進と情報セキュリティ確保

県民目線に立った利便性の高い電子県庁を構築するとともに、効率的な県政を実現する。また、県の情報セキュリティ対策と市町村への普及啓発に取り組む。

(3) 社会保障・税番号制度の推進

平成29年度における国や市町村等との情報連携に備え、庁内連携組織による検討を加速するとともに、必要な機器整備を行う。

12 統計調査及び統計分析の実施・公表

毎年実施している各種経常調査に加え、「平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査」他を円滑に実施するとともに、統計調査や分析の結果などを広く県民へ提供する。

13 避難地域の復興推進及び帰還に向けた環境整備

原子力災害により避難地域等となっている市町村の復興を推進し、帰還に向けた環境を整備するため、関係市町村に駐在員を配置するとともに、全庁一丸となつてきめ細かな取組を行う。

14 長期避難者等の生活拠点整備

避難市町村と受入市町村の意向を踏まえながら、復興公営住宅の整備を進め、長期避難者等の生活拠点の整備や必要な住民サービスの確保等を図る。

15 県民参画による県づくりの推進

多様な主体が連携し、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図る新“うつくしま、ふくしま。”県民運動を推進する。

また、NPO法人を始めとする多様な主体と協働して地域の課題解決に取り組むため、認識の共有を図り協働方法を検討する場を引き続き設置し、協働推進に向け各主体間の相互理解の促進やネットワーク構築を図るとともに、地域活動団体の経営能力や運営力の向上を図るなど、活動基盤の強化に努め、県民参画による県づくりを推進する。

16 文化の振興

県民の文化に親しみ交流する機会の創出及び文化活動の発表の場の充実を図るとともに、様々な文化資源を活用した地域活性化の取組を促進するなど、芸術文化の振興を図る。

17 生涯学習の推進

県民の生涯学習を支援する学習情報提供システム等により県民が学びやすい環境づくりに努めるとともに、地域コミュニティ再生に向けた県民講座を開催するなど、人づくりを通して地域づくりにつながる生涯学習を推進する。

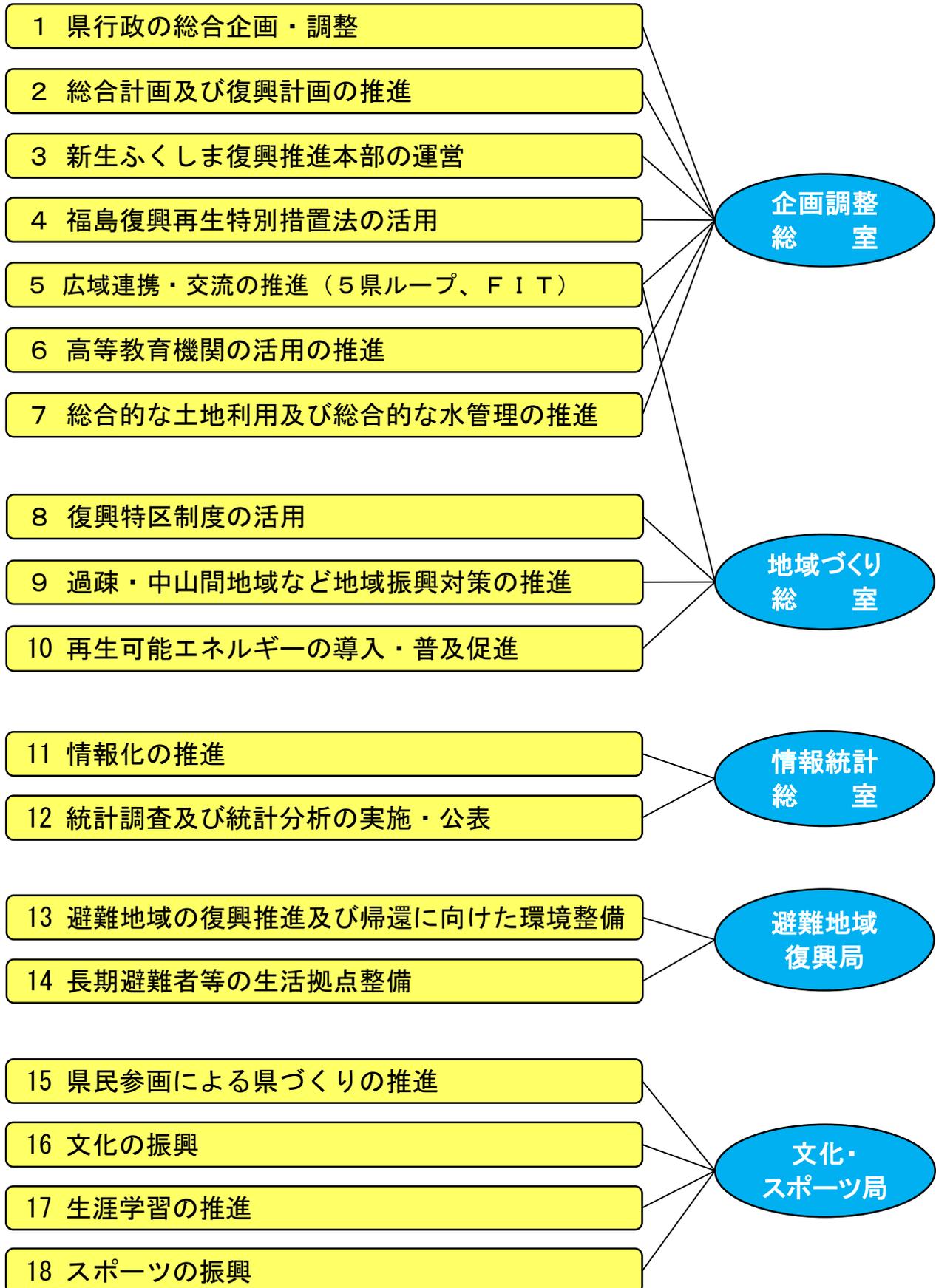
また、本県の子どもたちが、復興に向けた地域の現状やふるさとのすばらしさを学び、「ふくしま」の未来について考え表現することにより、「ふくしま」の復興を担う子どもたちの育成に努める。

18 スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブへの支援などにより、各地域における生涯スポーツの振興を推進するとともに、スポーツ競技力の向上を図るため、各競技団体が行う強化対策への支援はもとより、従前から競技力が高かった10競技についての重点的な強化に加え、将来の活躍が期待される若手選手を「ふくしま夢アスリート」として指定し、日本オリンピック委員会等が実施する強化練習会への参加などに対する支援やトレーニング効果を高めるための医科学的なサポートを行うなど、世界に通用するアスリートの誕生を目指す取組も進める。また、「陸上王国福島」の実現に向け、小・中学生に焦点を当てた強化対策にも引き続き取り組む。

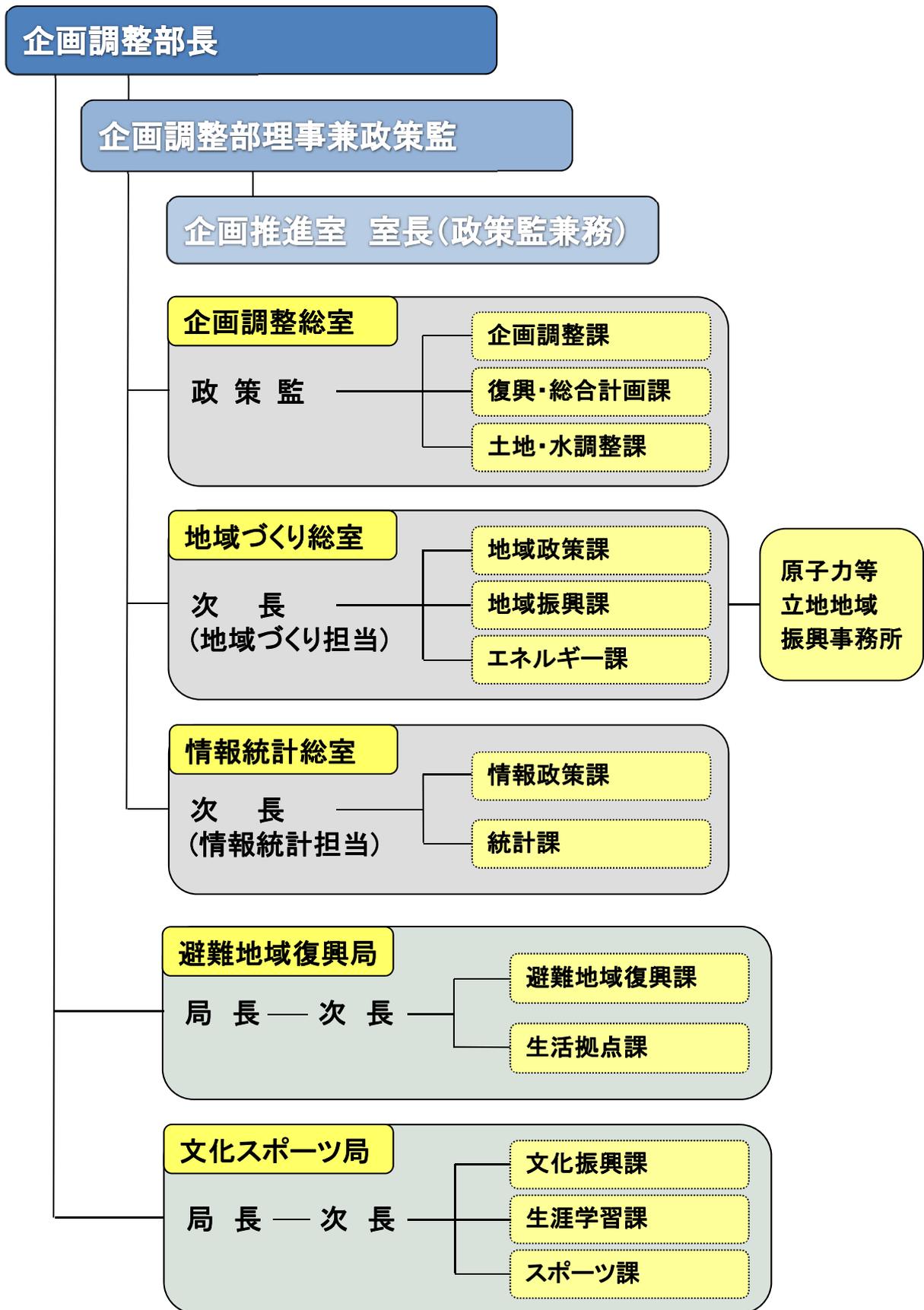
さらには、他県から多くの参加者が期待できるスポーツやレクリエーションの大会の誘致にも積極的に取り組む。

企画調整部の施策イメージ図



第2章 企画調整部の執行体制

第1 企画調整部の組織機構



第2 企画調整部の事務分掌

◇ 企画推進室

- 1 政策調整会議に付する協議事項の事前の調査及び調整に関する事。
- 2 各部局間において特に調整を要する事項の総合調整に関する事。
- 3 県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関する事。
- 4 その他特に知事から指示された事項に関する事。

◇ 企画調整総室

○ 企画調整課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関する事。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関する事。
- 3 新生ふくしま復興推進本部に関する事。
- 4 政策調整会議及び企画推進室員会議に関する事。
- 5 県行政の総合企画及び調整に関する事。
- 6 国の施策等に関する提案・要望に関する事。
- 7 五県知事会議及び三県知事会議に関する事。
- 8 知事と市町村長との意見交換会に関する事。
- 9 首都機能の移転に関する事。
- 10 高等教育機関との連携及び調整に関する事。
- 11 物流の総合的な推進及び調整に関する事。
- 12 民間企業等との地域活性化包括連携協定に関する事。
- 13 福島復興再生特別措置法に関する事。
- 14 原子力等立地地域振興事務所（組織運営に係ることに限る。）に関する事。
- 15 福島県土地開発公社に関する事。
（管理運営の基本的事項に係るものに限る。）
- 16 部内他総室・局の所掌に属しない事務に関する事。

○ 復興・総合計画課

- 1 総合計画に関する事。
- 2 復興計画に関する事。
- 3 重点事業の選定に関する事。
- 4 総合計画審議会に関する事。
- 5 国土形成計画に関する事。
- 6 公共事業評価システムに関する事。

○ 土地・水調整課

- 1 国土利用計画に関すること。
- 2 土地利用基本計画に関すること。
- 3 大規模土地利用事前指導要綱に関すること。
- 4 国土利用計画法に基づく土地取引規制に関すること。
- 5 地価調査及び地価公示に関すること。
- 6 不動産の鑑定評価に関する法律に関すること。
- 7 福島県土地開発公社に関すること。（他課の所掌に関するものを除く。）
- 8 総合的な水管理の推進に関すること。
- 9 水資源の総合計画及び利用調整に関すること。

◇ 地域づくり総室

○ 地域政策課

- 1 地域づくり・地域政策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 復興特区制度ほか特区に関すること。
- 3 地域密着型プロスポーツ創造事業に関すること。
- 4 地域総合整備資金に関すること。
- 5 うつくしまグリーンプロジェクトに関すること。
- 6 交通施策に係る総合企画及び調整に関すること。

○ 地域振興課

- 1 地域づくり総合支援事業に関すること。
- 2 過疎・中山間地域振興戦略に関すること。
- 3 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- 4 FIT構想に関すること。
- 5 阿武隈地域の振興に関すること。
- 6 新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業に関すること。
- 7 豪雪地域の振興に関すること。
- 8 会津フレッシュリゾート構想に関すること。
- 9 地方拠点都市地域基本計画等の推進に関すること。
- 10 地産地消に関すること。
- 11 集落支援員、地域おこし協力隊及び復興支援員に関すること。

○ エネルギー課

- 1 エネルギー政策全般の検討に関すること。
- 2 電源立地の調整に関すること。
- 3 電源地域の振興に関すること。

- 4 J ヴィレッジに関すること。
- 5 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関すること。
- 6 ふくしま電源地域振興支援事業に関すること。
- 7 再生可能エネルギーの導入・普及促進に関すること。
- 8 再生可能エネルギー推進ビジョンに関すること。

◇ 情報統計総室

○ 情報政策課

- 1 総室内の総合調整に関すること。
- 2 情報政策の総合企画及び調整に関すること。
- 3 福島県電子社会推進本部に関すること。
- 4 ブロードバンドの普及推進に関すること。
- 5 携帯電話通話エリア拡大に関すること。
- 6 地上デジタル放送に関すること。
- 7 市町村の電子自治体化に関すること。
- 8 福島県高度情報化推進協議会に関すること。
- 9 予算の執行管理に関すること。
- 10 統計専任職員に関すること。
- 11 統計調査市町村交付金に関すること。
- 12 福島県情報通信ネットワークシステムの運用管理に関すること。
- 13 情報セキュリティに関すること。
- 14 情報化研修に関すること。
- 15 I T L 制度に関すること。
- 16 マシン室の管理に関すること。
- 17 情報システム最適化に関すること。
- 18 「ふくしま県市町村共同電子申請システム」に関すること。
- 19 総合行政ネットワーク（L G W A N）に関すること。
- 20 公的個人認証サービスに関すること。
- 21 社会保障・税番号制度に関すること。
- 22 庁内のパソコン等端末の管理・活用に関すること。

○ 統計課

- 1 統計の総合調整に関すること。
- 2 統計法規に関すること。
- 3 統計功労者等の栄典・表彰に関すること。
- 4 各種統計研修に関すること。
- 5 総合統計書の作成、各種統計情報の収集に関すること。
- 6 「ふくしま統計情報 B O X」に関すること。

- 7 福島県統計協会の指導・育成等に関する事。
- 8 統計知識の普及・啓発に関する事。
- 9 統計相談に関する事。
- 10 福島県統計調査員協議会連合会に関する事。
- 11 統計調査員の確保、安全対策及び公務災害に関する事。
- 12 最近の県経済動向、景気動向指数に関する事。
- 13 県民経済計算、市町村民経済計算に関する事。
- 14 産業連関表、経済波及効果等の高度統計分析に関する事。
- 15 労働力調査に関する事。
- 16 福島県現住人口調査に関する事。
- 17 毎月勤労統計調査に関する事。
- 18 小売物価統計調査に関する事。
- 19 家計調査に関する事。
- 20 個人企業経済調査に関する事。
- 21 国勢調査に関する事。
- 22 住宅・土地統計調査に関する事。
- 23 就業構造基本調査に関する事。
- 24 全国消費実態調査に関する事。
- 25 社会生活基本調査に関する事。
- 26 鉱工業指数に関する事。
- 27 商業動態統計調査に関する事。
- 28 生産動態統計調査に関する事。
- 29 工業統計調査に関する事。
- 30 学校基本調査に関する事。
- 31 学校保健統計調査に関する事。
- 32 商業統計調査に関する事。
- 33 農林業センサスに関する事。
- 34 漁業センサスに関する事。
- 35 経済センサスに関する事。

◇ 避難地域復興局

○ 避難地域復興課

- 1 避難地域の復興推進に関する事。
- 2 避難地域への帰還に向けた環境整備に関する事。
- 3 避難解除等区域復興再生計画に関する事。

○ 生活拠点課

- 1 長期避難者等の生活拠点に係る総合調整に関する事。

- 2 生活拠点の整備に係る関係市町村との協議、用地選定、交付金申請に関すること。

◇ 文化スポーツ局

○ 文化振興課

- 1 文化行政の総合企画及び調整に関すること。
- 2 文化芸術の振興に関すること。
- 3 文化振興審議会に関すること。
- 4 文化振興基本計画の進行管理に関すること。
- 5 文化スポーツ振興推進本部に関すること。
- 6 新“うつくしま、ふくしま。”県民運動に関すること。
- 7 特定非営利活動促進法に関すること。
- 8 地域活動団体等の活動基盤等の支援に関すること。
- 9 NPO等との協働の推進に関すること。
- 10 公益信託うつくしま基金に関すること。
- 11 福島県民の日に関すること。
- 12 県文化センター及び（公財）福島県文化振興財団に関すること。
- 13 ふくしまから、はじめよう。「地域のたから」伝統芸能承継事業に関すること。
- 14 文化で元気！「新生ふくしま」グランドステージ事業に関すること。
- 15 アートによる新生ふくしま推進事業に関すること。
- 16 文化功労賞、その他文化関係表彰に関すること。
- 17 声楽アンサンブルコンテスト全国大会に関すること。
- 18 県総合美術展覧会に関すること。
- 19 福島県文学賞に関すること。
- 20 文化庁事業に関すること。
- 21 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進本部に関すること。

○ 生涯学習課

- 1 生涯学習の総合企画及び調整に関すること。
- 2 生涯学習審議会に関すること。
- 3 生涯学習基本計画の進行管理に関すること。
- 4 生涯学習の推進体制の整備に関すること。
- 5 生涯学習に係る情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 6 県民カレッジ推進事業に関すること。
- 7 生涯学習による復興応援事業に関すること。
- 8 東日本大震災記録保存活用事業に関すること。

- 9 子供達によるふるさと「ふくしま」の学び事業に関する事。
- 10 ふくしま海洋科学館及び（公財）ふくしま海洋科学館に関する事。

○ スポーツ課

- 1 スポーツ行政の総合企画及び調整に関する事。
- 2 スポーツ推進審議会に関する事。
- 3 スポーツ推進基本計画の進行管理に関する事。
- 4 生涯スポーツの振興に関する事。
- 5 競技力の向上に関する事。
- 6 国民体育大会・東北総合体育大会・福島県総合体育大会に関する事。
- 7 ふくしまスポーツフェスタに関する事。
- 8 （公財）福島県体育協会に関する事。
- 9 （公財）福島県スポーツ振興基金に関する事。
- 10 福島県スポーツ推進委員協議会に関する事。
- 11 双葉地区教育構想に関する事。
- 12 文部科学省事業・体力づくり事業に関する事。
- 13 県営体育施設設備及び管理運営に関する事。
- 14 選手の育成・強化及びスポーツ環境復興緊急対策事業に関する事。
- 15 「陸上王国福島」パワーアップ事業に関する事。
- 16 競技力向上特別対策事業に関する事。
- 17 ふくしまからスポーツ発信・全国大会誘致事業に関する事。
- 18 日本陸上競技選手権大会及び全国レクリエーション大会の開催に関する事。
- 19 スキーリゾートふくしま創造事業に関する事。
- 20 公立社会体育施設の災害復旧に関する事。
- 21 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進に関する事。

◇ 原子力等立地地域振興事務所

- 1 原子力等立地地域の振興に関する事。
- 2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関する事。
- 3 ふくしま電源地域振興支援事業（旧原子力）に関する事。
- 4 Jヴィレッジに関する事。
- 5 電源三法交付金に関する事。
- 6 核燃料税交付金・補助金に関する事。
- 7 原子力発電所立地地域振興基金に関する事。

第3章 企画調整部の当初予算

第1 企画調整部当初予算の概要

1 性質別内訳

(単位:千円)

予 算 区 分 性 質 別	平成26年度当初予算額		平成25年度当初予算額		対前年度比較	
	総 額 (A)	割 合 (%)	総 額 (B)	割 合 (%)	増 減 額 (A) - (B) = (C)	延 び 率 (C) / (B) (%)
I 消費的経費	10,615,149	84.0	12,664,855	85.4	△ 2,049,706	△ 16.2
人 件 費	1,945,160	15.4	1,961,215	13.2	△ 16,055	△ 0.8
物 件 費	1,952,777	15.4	1,582,922	10.7	369,855	23.4
維持補修費	72,118	0.6	67,075	0.5	5,043	7.5
扶 助 費	0	0.0	0	0.0	0	-
補 助 費 等	5,105,264	40.4	6,595,750	44.5	△ 1,490,486	△ 22.6
出 資 金	0	0.0	45,000	0.3	△ 45,000	△ 100.0
貸 付 金	1,000,000	7.9	1,000,000	6.7	0	0.0
積 立 金	539,830	4.3	1,412,893	9.5	△ 873,063	△ 61.8
II 投資的経費	2,016,294	16.0	2,170,601	14.6	△ 154,307	△ 7.1
普通建設事業	2,016,294	16.0	2,170,601	14.6	△ 154,307	△ 7.1
① 補助事業	42,770	0.4	97,178	0.6	△ 54,408	△ 56.0
② 単独事業	1,973,524	15.6	2,073,423	14.0	△ 99,899	△ 4.8
③ 受託事業	0	0.0	0	0.0	0	-
部 計 ①	12,631,443	100.0	14,835,456	100.0	△ 2,204,013	△ 14.9
県 全 体 ②	1,714,512,634		1,731,970,338		△ 17,457,704	△ 1.0
対 比 ① / ② (%)	0.7		0.9			

2 総室・局別予算額

(単位:千円、%)

	平成26年度予算額		(左の財源内訳)			平成25年度予算額		対前年度比率	
	総額 (A)	構成比 (%)	一般財源 (a)	国庫支出金	その他	総額 (B)	一般財源 (b)	総額 (B) (%)	一般財源 (a)/(b) (%)
(企画総務費)	19,282	0.2	19,158	0	124	19,282	19,158	100.0	100.0
(企画調整費)	90,199	0.7	17,417	6,288	66,494	1,396,650	16,239	6.5	107.3
(土地対策費)	43,982	0.3	43,852	0	130	47,828	43,129	92.0	101.7
企画調整総室計	153,463	1.2	80,427	6,288	66,748	1,463,760	78,526	10.5	102.4
(交通物流企画費)	135	0.0	135	0	0	270	270	50.0	50.0
(地域振興費)	6,806,803	53.9	437,479	4,977,908	1,391,416	8,233,158	327,159	82.7	133.7
(地域政策費)	1,183,627	9.4	2,850	51,983	1,128,794	961,603	2,850	123.1	100.0
地域づくり総室計	7,990,565	63.3	440,464	5,029,891	2,520,210	9,195,031	330,279	86.9	133.4
(情報政策費)	705,776	5.6	88,390	168,026	449,360	804,423	91,124	87.7	97.0
(統計調査総務費)	6,694	0.1	1,891	4,803	0	6,833	1,946	98.0	97.2
(統計調査事業費)	465,190	3.6	2,047	463,102	41	213,540	2,042	217.8	100.2
情報統計総室計	1,177,660	9.3	92,328	635,931	449,401	1,024,796	95,112	114.9	97.1
(企画総務費)	18,735	0.2	18,717	0	18	23,873	23,864	78.5	78.4
(生活拠点費)	51,984	0.4	553	40,181	11,250	-	-	皆増	皆増
避難地域復興局計	70,719	0.6	19,270	40,181	11,268	23,873	23,864	296.2	80.7
(県民生活対策費)	57,139	0.5	3,196	19,604	34,339	42,213	6,116	135.4	52.3
(社会教育総務費)	16,282	0.1	3,810	0	12,472	15,425	4,033	105.6	94.5
(文化振興費)	53,398	0.4	8,582	0	44,816	55,926	9,785	95.5	87.7
(文化センター費)	306,322	2.4	252,210	54,112	0	293,441	235,747	104.4	107.0
(ふくしま海洋科学館費)	479,135	3.8	461,129	0	18,006	501,755	416,337	95.5	110.8
(保健体育総務費)	6,220	0.1	6,220	0	0	6,777	6,777	91.8	91.8
(体育振興費)	381,549	3.0	190,081	4,000	187,468	237,541	192,642	160.6	98.7
(体育施設費)	2,695	0.0	2,695	0	0	3,007	3,007	89.6	89.6
文化スポーツ局計	1,302,740	10.3	927,923	77,716	297,101	1,156,085	874,444	112.7	106.1
職員費	1,936,296	15.3	1,739,184	186,682	10,430	1,971,911	1,761,044	98.2	98.8
職員費計	1,936,296	15.3	1,739,184	186,682	10,430	1,971,911	1,761,044	98.2	98.8
企画調整部計	12,631,443	100.0	3,299,596	5,976,689	3,355,158	14,835,456	3,163,269	85.1	104.3

第4章 各総室及び各局の 取組目標と主要事業

第1 企画調整総室

Tel: 024-521-7105 (広報広聴担当)

◇ 企画調整総室の取組目標

企画調整総室においては、県土の復興を最優先に、県政を取り巻く様々な環境変化や新たな課題を機敏に捉えるとともに、様々な県民ニーズの把握に努め、各部局の連携が強く求められる施策の推進や新たな全庁的課題への対応について、県政全般における総合的な企画の立案及び調整の役割を担う。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を推進するため、部局間で連携を図りながら「新生ふくしま復興推進本部」を運営し、東日本大震災等からの復興に向けた市町村との連携・協働、国への働きかけ・折衝など、全庁を束ねながら一体的に推進し、具体的な成果を積み上げていくとともに、新たに生ずる政策課題に対応するため福島復興再生特別措置法の改正等につなげる。

さらに、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」及び「福島県復興計画（第2次）」の進行管理を行い、直面する課題を整理し、その解決のため全庁一丸となって一歩踏み込んだ取組を行うことで、両計画の着実な推進を図る。

加えて、平成24年度に改定した「福島県国土利用計画」、「福島県土地利用基本計画」及び福島県水資源総合計画「新生ふくしま水プラン」の進行管理を実施し、総合的な土地利用及び総合的な水管理の推進を図る。

そのほか、北海道・東北や北関東・磐越など近隣県と広域連携し、国に対する提案・要望活動を行うほか、大学等の高等教育機関が有する知見を地域の課題解決に活用し、市町村の復興を支援する。

○ 企画調整課

Tel: 024-521-7108

1 新生ふくしま復興推進本部

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害からの速やかな復興・再生を全庁一体となって推進する。

(2) 業務内容（復興推進本部が担う機能）

- ・ 各種計画の一体的推進

- ・ 福島復興再生特別措置法の適正な運用・活用
- ・ 窓口の一元化（集約・調整機能の発揮）
- ・ 課題解決方策の提案及び促進
- ・ 総合調整機能強化

2 国の施策等に対する提案・要望活動の実施

(1) 目的

本県が主体的に施策を展開する上で必要不可欠な国の制度の新設・改善、政府予算案への反映など、国に対する提案・要望活動を行う。

(2) 事業内容

各省庁に対する提案・要望活動や政府予算案への反映状況についての情報収集、分析を行う。統一的な活動の実施時期及び内容は下記のとおり。

① 政府予算概算要求に向けた省庁要望活動等（6月頃）

各省庁の概算要求が8月末に財務省に提出される以前において、関係省庁、県選出国會議員等に対する説明及び要望を行う。

② 政府予算案確定時における情報収集（12月下旬）

提案・要望事項の政府予算案への反映状況について、情報収集及び分析を行う。

3 各市町村長と知事との意見交換会の実施

(1) 目的

県と市町村が共通認識を得ながら復旧・復興を進めるとともに、県民及び市町村の目線による開かれた県政を推進する。

(2) 事業内容

知事が各方部に出向き、各市町村長と意見交換を行う。

4 北海道・東北未来戦略会議の共同実施

(1) 目的

北海道・東北地方の総合的な発展に向けて、官民が連携し、具体的な施策を検討するとともに、その推進を図る。

(2) 事業内容

① トップセミナーの開催

構成団体のトップが一堂に会し、広域連携テーマに関する意見交換等を行う。

② 検討部会の設置

特定の課題に関する企画立案及び調査研究等を行うため、それぞれの課題ごとに検討部会を設置する。

5 五県知事会議の開催

(1) 目的

隣接県と共通する広域的課題等について、知事が意見交換を行う。

(2) 事業内容

第10回北関東磐越五県知事会議（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）を群馬県で開催する。

6 三県知事会議

(1) 目的

共通の課題等について意見交換を行い、相互の連携と調和を保ちながら、それぞれの地域の振興を図る。

(2) 事業内容

第20回山形・新潟・福島三県知事会議を新潟県で開催する。

7 磐梯山ジオパーク推進事業

(1) 目的

磐梯山周辺の観光振興、自然保護への理解促進、環境教育の推進及び火山による地域防災意識の高揚等を目的に、磐梯山ジオパークが世界ジオパーク認定を目指すための取組を支援する。

(2) 事業内容

① 磐梯山ジオサイトのポイント解説看板整備事業

3町村（北塩原村、磐梯町及び猪苗代町）が、国際化にも対応したポイント解説看板の整備を行う費用を補助する。

② 磐梯山ジオパークへの理解促進事業

ジオパークへの理解促進を目的とした国内外への啓発活動、広報事業及びガイド養成等を行う費用を補助する。

③ 磐梯山地質遺構・研究活用事業

地質遺構の研究推進や専門的ネットワークの構築を図るため、アドバイザーを招へいする費用を補助する。

④ 磐梯山ジオパーク推進活動費

県と3町村（北塩原村、猪苗代町及び磐梯町）による現地調査や協議を行い、磐梯山ジオパークの振興を図る。

また、日本ジオパーク全国大会等に参加し情報収集するとともに、ネットワークの構築を行う。

8 民間企業等との包括連携協定による取組

(1) 目的

民間企業等との緊密な相互連携と協働を推進し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図る。

(2) 事業内容

これまで締結した以下の企業との協定に基づき、「県産品振興」や「観光の振興」などの項目について、相互に連携・協力した取組を進める。

- ・ (株)セブーンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂及び(株)ヨークベニマルの三者との協定(平成21年4月)
- ・ (株)ローソン(平成22年5月)
- ・ 東日本高速道路(株)(平成23年2月)
- ・ イオン(株)(平成23年9月)
- ・ (株)東邦銀行(平成24年12月)
- ・ (株)ファミリーマート(平成25年7月)

また、グーグル(株)との協定(平成25年7月)に基づき、災害対応や復興支援に関する連携した取組を推進する。

加えて、新たな協定の締結に向けた協議を進める。

9 首都機能移転対策事業

(1) 目的

国に対し、栃木県及び北東地域各県、他の2候補地域と共同で、首都機能移転の意義・必要性を訴え、「栃木・福島地域」への首都機能移転の実現を目指す。

(2) 事業内容

栃木県を含む北東地域構成県及び他の2候補地と連携を図りながら、国土交通省等関係機関からの情報収集を行う。

10 知のネットワークを活用した復興推進事業

(1) 目的

高等教育機関の研究者等の知見を活用し、地域課題の解決を図る。

(2) 事業内容

市町村及び専門的な知見を有する高等教育機関の研究者等による調査研究会を設置して、地域課題の解決策の検討を行い、課題解決に向けた市町村の取組を支援するとともに、当該解決策の他地域への活用を促進する。

11 研究ネットワーク支援事業

(1) 目的

産・学・民・官の多様な主体が参加する研究ネットワークの機能の充実及び強化を図る。

(2) 事業内容

産・学・民・官からなる研究ネットワークを県民のためのシン

クタンクとして支援し、行政課題の解決や地域の活性化のために活用する。

12 物流推進事業

(1) 目的

県内の物流を推進するための総合調整を行う。

(2) 事業内容

東日本大震災及び原子力災害からの復興の状況も踏まえ、より効果的かつ効率的な物流を推進するための総合的な調整を行う。

13 福島地域再生推進事業

(1) 目的

原子力災害からの本県の復興及び再生を加速させていく。

(2) 事業内容

予算の政府要望や税制改正を見据え、市町村の支援、福島復興再生特別措置法の各計画の進行管理、外部有識者を活用した懇談会、また、全庁一丸となった対応ができるよう、部局横断的なテーマを抽出した上で、企画懇談会等を随時開催する。

【検討テーマ】

- ・ 税制（効果検証、課題、アイデア）
- ・ 財政上の措置（新たな交付金、インフラ整備）
- ・ 産業計画の在り方（ビジョン、規制緩和）など

14 復旧・復興推進事業

(1) 目的

復興推進委員会への参画や原子力災害からの福島復興再生協議会の開催により、本県の速やかな復旧・復興を図る。

(2) 事業内容

復興推進委員会に参画して本県の課題等を説明するとともに、原子力災害からの福島復興再生協議会の開催により、国と本県の復旧・再生に向けた協議を行う。

○ 復興・総合計画課

Tel: 024-521-7809

1 総合計画・復興計画推進事業

(1) 目的

総合計画及び復興計画の進行管理を一体的に実施し、計画の着

実な推進を図る。

(2) 事業内容

総合計画及び復興計画の推進を図るため、第三者機関による評価を受けながら両計画の進行管理を一体的に行い、効果的な施策展開を検討する。

2 総合計画審議会の開催

(1) 目的

県の総合的な計画に関する事項と総合的な土地利用を推進するための国土利用計画法に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

県総合計画の進行管理や県土地利用基本計画の変更などについて審議するため、必要の都度、開催する。

3 国土形成計画広域地方計画の推進に係る取組

(1) 目的

広域地方計画（東北圏、首都圏）について進行管理を行い、その推進を図る。

(2) 事業内容

各広域地方計画協議会に設置された会議に参画し、計画の進捗状況の把握を行うとともに、構成機関と連携しながら広域地方計画に盛り込まれた広域連携（戦略）プロジェクトを推進する。

4 公共事業評価システムの運用

(1) 目的

公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、公共事業をより重点的・効率的に進めていく。

(2) 事業内容

大規模公共事業や事業に着手後長期間経過している事業等について、学識経験者で構成する福島県公共事業評価委員会において、事業の進捗状況や費用対効果分析等の総合的な視点から審議を行い、その結果を尊重した当該事業の対応方針を決定する。

① 福島県公共事業評価委員会の開催

② 評価結果は、県のホームページ等で公表する。

5 ふくしまからはじめよう。“元気発信”動画コンテスト事業

(1) 目的

“子どもや若者たち”の姿や表情、彼らを取り囲む地域の風景など、“福島元気な姿”を映像作品に収め、県内外に積極的に発信するとともに、福島の魅力の回復を図る。

(2) 事業内容

統一したテーマに沿った映像作品を県内の子どもや若者たちから募集するとともに、入賞作品は「福島県公式チャンネル」等に掲載するほか、様々な発信手段を通じて広く周知する。

○ 土地・水調整課

Tel: 024-521-7123

1 福島県国土利用計画の推進

(1) 目的

福島県国土利用計画は、県土利用に関する基本的事項を定め、市町村国土利用計画及び福島県土地利用基本計画の基本となるものである。

平成25年3月に改定した第五次計画（平成22年12月策定）に基づき、迅速な復興のための土地利用を推進するとともに、県土の回復と更なる県土発展を目指す。

(2) 事業内容

「土地利用の現状」を調査するとともに、「土地利用に関する施策と課題」について検討し、「土地利用の見通し」を取りまとめ、県計画の目標達成を図るものとする。

2 市町村国土利用計画の策定支援

(1) 目的

市町村における土地利用の基本的事項を定める市町村国土利用計画の策定を支援するとともに、策定方法の助言、関係部局との事前調整を行う。

(2) 事業内容

- ① 市町村国土利用計画に関する助言
- ② 市町村国土利用計画に対する関係部局との調整

3 福島県土地利用基本計画の管理

(1) 目的

土地利用基本計画は、各個別規制法に基づく諸計画の上位計画として総合調整機能を果たす等の機能を持つものである。本計画がその機能を十分発揮できるよう計画の見直しを進めるとともに、土地利用動向の総合的な調査を行うなど、土地利用基本計画の適切な管理を図る。

(2) 事業内容

土地利用基本計画の変更事務、各個別規制法担当部局との調整及び関係行政機関との調整

4 土地取引の届出審査等

(1) 目的

一定の面積の土地取引や開発行為について、当該利用目的等の審査や指導等を通じて、県土の適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

(2) 事業内容

① 土地売買等届出審査

国土利用計画法に基づく土地売買等届出について、その利用目的を審査し、土地利用基本計画等に照らし不適合である場合は、指導、助言又は勧告を行う。

届出対象面積：市街化区域2,000㎡以上、その他の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上

② 大規模土地利用事前指導

福島県大規模土地利用事前指導要綱に基づき、大規模な開発を行おうとする事業者に対して、各種の許認可申請の前に事前協議を求め、必要な指導・教示を行い、適切な開発を誘導する。

事前協議対象：5ha以上の開発行為（農地の場合は4ha以上）

③ ゴルフ場開発の事前指導

福島県ゴルフ場開発指導要綱に基づき、ゴルフ場開発を行おうとする事業者に対して、各種の許認可申請の前に事前協議を求め、必要な指導・教示を行い、適正なゴルフ場開発を誘導する。

事前協議対象：9ホール以上のゴルフ場開発

④ 遊休土地利用実態調査

国土利用計画法に基づく届出を行った後、長期間未利用の状態にある土地について実態調査を実施する。調査した結果、周辺の状況から利用を特に促進する必要性がある場合は、助言、勧告等を行う。

調査対象：取得後2年を経過し、低・未利用の土地

5 地価調査の実施

(1) 目的

土地利用の状況等が通常と認められる画地（基準地）の正常な価格を調査・公表することにより、一般の土地取引の指標や公共事業の用に供する土地の取得価格の算定基準等に資し、国が実施する地価公示と併せて、適正な地価の形成に寄与する。

(2) 事業内容

年1回、基準地を選定し、不動産鑑定士の評価を求め、単位面積あたりの標準価格を判定し、公表する。

公表時期：9月

6 土地開発公社の指導監督

(1) 目的

福島県土地開発公社の設立目的に従い、健全運営のために適切な指導監督を行うとともに、所要の財政援助措置を講ずる。

(2) 事業内容

① 公社運営に関する指導監督

② 「公社等見直しに関する実行計画」の進行管理

7 新生ふくしま水プランの推進

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生、人口減少や地球温暖化現象の顕在化など、水資源を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定した水資源総合計画「新生ふくしま水プラン」の内容について周知を図り、計画を推進する。

(2) 事業内容

県民や民間団体、企業、行政などの各主体が一体となって取り組む必要があることから、本計画書を国・県・市町村等の各関係機関や水環境活動団体等へ配付し、周知を図る。

また、広く水に関する関心を高め、限りある貴重な水資源や水環境を未来に引き継ぐため、家庭や学校で水について話し合い、理解を深めることを目的に、本県の次世代を担う中学生を対象とした水の作文コンクール等を開催する。

8 「うつくしま『水との共生』プラン」の推進

(1) 目的

「水との共生プラン」を円滑に推進するため、水に関する活動団体等が行う取組や連携を支援するとともに、各種施策の連携を図る。

(2) 事業内容

① 水に関する活動団体等の取組や連携の支援

水に関する活動団体等が開催する勉強会等に講師を派遣する「出前講座」の実施や活動団体等を対象とした意見交換会の開催などを行う。

② 水に関する各種情報の整理・発信

土地・水調整課ホームページ「ふくしまの水に関する情報」

や水環境団体等へ提供するニュースレター等を活用して、ふくしまの水文化などの流域の魅力や水環境活動等の取組状況、行政機関や研究機関等が調査・把握している水や水辺の放射性物質の現状や放射性物質の影響等を発信することで、水環境活動等の取組を支援する。

※ 水文化

「人々が水を上手に活用し、または水を制する中で生み出されてきた有形、無形の文化や伝統」、具体的には、水にかかわる祭事や信仰、水車や堰などの歴史的施設や工法、水を活用した伝統工芸など、県では平成23年3月に198件を「ふくしまの水文化」として選定している。

③ 喜多方地域をモデルとした地下水保全・涵養の推進

「きたかた清水ネットワーク」の一員として、喜多方市内における地下水保全の意識向上・地下水涵養対策を推進する。

他県での実施例等を参考に、産学民官及び都市と農村の連携を図りながら、冬水田んぼを活用した地下水涵養効果の検証と普及のためのノウハウを蓄積する。

※ きたかた清水ネットワーク

地元の活動団体、商工会議所、喜多方市、福島大学、県等が参加し、平成20年度に設立した喜多方市の地下水保全や湧水復活の取組を行う産学民官の連携組織。

※ 冬水田んぼ

冬期間に水田に水をためる農法（冬期湛水）。江戸時代の「会津農書」にも紹介され、浸透による地下水涵養効果の他、渡り鳥の糞や微生物の活動により天然の施肥効果、生物多様性など、多面的機能を備えている。

9 地下水を活用した復興支援事業

(1) 目的

重要なライフラインの1つで経済活動の基盤でもある「水」を、水道や河川、地下水を含めた水資源として、その安全性や水環境回復の取組等を総合的に県内外に発信することで、水に関する風評を払拭し、県民や県外避難者の安心確保による帰還の促進、水を活用した企業誘致や魅力ある地域づくり、観光交流の拡大を支援する。

(2) 事業内容

① 地下水資源の魅力や安全性の発信

公共水域や地下水等の環境放射線モニタリング状況、水の魅力や安全性を紹介する映像・パネルを作成し、県内の水資源の

状況や安全性確保等の取組をPRすることで水に関する風評を払拭する。

② 復興事業・企業誘致等への地下水資源情報の活用

平成25年度の調査で把握した地下水資源情報を活用し、復興事業や企業誘致活動等を支援する。

第2 地域づくり総室

Tel: 024-521-7870 (広報広聴担当)

◇ 地域づくり総室の取組目標

地域づくり総室においては、地域における創意工夫をいかした復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興特区制度等による特例措置を最大限に活用できるよう市町村への支援を強化する。

また、多様な交流・連携を進めること等により、地域の魅力を高め、住民が心豊かに暮らせる社会を築いていけるよう、本県の地域づくりを推進する。

特に、過疎・中山間地域振興戦略に基づき、地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となる地域が増加するなど極めて厳しい状況にある過疎・中山間地域の振興を図るとともに、電源地域の広域的かつ将来にわたる振興に向けた施策を推進する。

さらに、再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくりに向けて、本県の豊かな地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入・普及を促進するとともに、地域でエネルギー自立を図る取組を推進する。

○ 地域政策課

Tel: 024-521-7119

1 福島復興特区推進事業

(1) 目的

規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例が措置される復興特区制度の活用を促進するため、市町村における制度活用の支援を行い、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進する。

(2) 事業内容

市町村と共同での計画作成、個別の支援等により、以下の計画に基づく特例等の活用を促進する。

① 復興推進計画

市町村等が計画を作成し、国の認定を受けることにより、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けることができる。

② 復興整備計画

市町村等が津波浸水区域等における復興まちづくりの計画を作成し、公表することにより、土地利用の再編に係る許可・手

続の特例等を受けることができる。（復興整備協議会の開催を支援）

③ 復興交付金事業計画

市町村等が著しい被害を受けた地域の復興のための事業に関する計画を国に提出することにより、交付金を受けることができる。

2 福島県東日本大震災復興交付金基金積立

(1) 目的

東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業を円滑に推進するための基金を積み立てる。

(2) 事業内容

① 福島県東日本大震災復興交付金基金積立事業

国から交付される東日本大震災復興交付金を基金に積み立てる。

3 地域密着型プロスポーツ創造事業

(1) 目的

日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）の3部リーグ（J3）に参入した福島ユナイテッドFC（以下「クラブ」という。）が地域に根ざしたシンボルチームになるよう支援することにより、県民の一体感を醸成し県民生活に元気と活力を与え、東日本大震災及び原子力災害からの心の復興を図るとともに交流人口の拡大による地域活性化を図る。

(2) 事業内容

① ふくしま元気発信事業

相手チームの本拠地で戦うアウェーゲームにおいて、原子力災害からの復興を目指す本県の姿や観光情報等を広く県外で情報発信する業務をクラブに委託し、本県に対する風評払拭や観光誘客を図る。

② 親子ふれあいサッカー教室事業

県内（浜・中・会津）各地で親子サッカー教室を開催することで、原子力災害により運動不足となっている子どもたちの体力向上や将来のプロサッカー選手（Jリーガー）を目指す子どもたちの夢を育む。

③ 福島県サポーターティングマッチ開催事業

県がクラブのJ3ホームゲーム（クラブの本拠地での公式試合）のスポンサーとなり、観客増加に向けた様々なイベントを同時開催する等、クラブの応援を通じて県民の一体感の醸成を

図る。

4 地域総合整備資金貸付事業

(1) 目的

地域振興に資する民間事業活動への無利子資金の貸付けにより、新たな雇用を創出し、活力と魅力のある地域づくりを推進する。

(2) 事業内容

① 地域総合整備資金（ふるさと融資）の貸付事業

地域振興に資する民間事業活動（新規雇用が10人以上増加）に、無利子資金の貸付けを行う。

② 地域総合整備資金の広報

県内進出予定企業や県内企業へ、関係機関の協力等により、制度の周知を行う。

5 ふくしまからはじめよう。女性元気発信イベント事業

(1) 目的

国内最大級のファッションイベントである「東京ガールズコレクション」を本県に誘致し、本県の情報を全国に積極的に発信することにより、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けた起爆剤とする。

(2) 事業内容

「東京ガールズコレクション」を本県で開催するための負担金を支出するとともに、必要な支援を行う。

○ 地域振興課

Tel: 024-521-7118

1 地域づくり総合支援事業

(1) 目的

住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進や復興に向けた活動の促進を図るため、民間団体等が行う東日本大震災等からの復興に向けた地域づくり活動や、過疎・中山間地域の集落や集落と協定を結んだ地域づくり団体が行う地域資源を生かした活性化の取組等を支援する。

また、地方振興局を中心に、出先機関が連携し、各地域の状況に応じた各種の活性化対策を企画・実施する。

さらには、地域資源を活用した経済循環を構築するため、事業

展開の方策検討から事業化までを支援する。

(2) 事業内容

① サポート事業

ア 一般枠

補助率：2/3 以内

- ・ 復興関連事業、特に被災者支援・交流の取組を優先採択。
- ・ 新規の民間団体による復興関連事業は地方振興局長の判断で補助率の引上が可能。

イ 過疎・中山間地域集落等活性化枠

集落等 補助率：4/5 以内

集落等と協定を結んだ地域づくり団体 補助率：2/3 以内

ウ 地域資源事業化枠（里山経済活性化事業）

集落等 補助率：4/5 以内

集落等と協定を結んだ地域づくり団体 補助率：2/3 以内

② 県戦略事業（過疎・中山間地域連携事業）

過疎・中山間地域の復興を図るため、地域の特性や地域住民の声を十分反映したきめ細かな施策を出先機関自らが企画・実施する。

2 過疎・中山間地域経営戦略会議企画事業

(1) 目的

本庁に設置された過疎・中山間地域経営戦略本部会議及び各地方振興局単位の経営戦略地方会議を通じ、全庁的な体制の下、地域住民との協働により過疎・中山間地域連携事業を推進する。

(2) 事業内容

過疎・中山間地域連携事業の企画・各種事業の企画執行段階での部局間調整等を行う。

3 里山いきいき戦略事業

(1) 目的

過疎・中山間地域復興戦略を踏まえ、施策の柱と位置付ける地域力の育成、働く場と収入の確保、生活基盤づくりを進めるとともに復興に向けた足がかりとするため、人材育成や集落活性化、新たなビジネスモデルの実証実験などを行う。

(2) 事業内容

① 女性の力を活用した「あぶくま地域復興支援事業」

あぶくま地域の復興に向け、女性を中心として活動する避難住民の団体に、あぶくま地域の産業復活、人材育成、情報発信などの事業を委託し、避難住民による成功モデルの創出と過疎・中山間地域復興の新たなビジネスモデルの創出を図る。

- ② 大学生の力を活用した集落復興支援事業
大学生と住民の協働による集落調査・活性化策の提案や、活性化策の実証実験の実施及び県民を交えた報告会を行うなど、福島復興に意欲のある県内外の大学生の力を活用して、集落の復興や、維持・活性化につなげる。
- ③ 集落支援員等育成事業
集落支援員制度等の周知により支援員の増強を図るとともに、復興のための様々なニーズに応える人材の育成を目指し、先進事例研究や実践演習等を実施し、集落支援員等の資質向上を図る。

4 F I T 構想推進協議会運営事業

- (1) 目的
福島、茨城、栃木 3 県の県際地域が、これまで培ってきた交流・連携をもとに「人と自然と文化が育む F I T 交流圏」を目標に掲げ、広域交流圏としてのさらなる発展を目指す。
- (2) 事業内容
 - ① F I T 構想の推進を図るため、3 県の産学官で構成する F I T 構想推進協議会の各種事業を支援する。
ア 構想に掲げた 5 つの主要プロジェクトにおける事業の実施
イ ホームページ・パンフレット等による構想や地域情報の発信
ウ 協議会運営にかかわる会議の開催
 - ② 構想推進のため、関係市町村等との連絡調整を図る。

5 阿武隈地域振興事業

- (1) 目的
「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する「ふるさとあぶくま交流圏」の創造」を基本目標とする「福島県阿武隈地域振興プラン 21」（平成 16 年 7 月策定）を推進し、阿武隈地域の振興を図る。
- (2) 事業内容
「福島県阿武隈地域振興プラン 21」に基づき、福島県阿武隈地域振興協議会、地域づくり団体、市町村等との連携を図り、阿武隈地域における主体的な地域づくりの取組を促進する。
 - ① 福島県阿武隈地域振興プラン 21」の推進
現行計画を推進するとともに、関係市町村等との連絡調整を図る。
 - ② 阿武隈地域復興シンポジウムの開催
阿武隈地域の今後の復興及び地域づくりについて、住民とともに考える機会として、シンポジウムを開催する。

③ ホームページ等による地域情報の発信

④ ふくしま元気プラザの開設

(ろっけんパーク事業 (緊急雇用創出事業))

仙台市のアンテナショップにおいて、県内産品を販売するふくしま元気プラザを開設し、県内観光パンフレット等を配布するなど積極的な情報発信を行う。また、隔月ふくしまフェアを開催する。

6 新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

(1) 目的

只見川電源流域町村の連携の下、広域観光、交流の推進とともに、農商工連携や定住・二地域居住の促進、人材育成などに取り組み、地域の特性を生かした産業の創出を図りながら「人が住み、集まる魅力的な奥会津」を目指す。

(2) 事業内容

過疎化や高齢化が進行している只見川流域の振興を図るため、新編「歳時記の郷・奥会津」活性化計画に基づいて、只見川電源流域振興協議会が行うソフト事業及び流域町村が行うハード事業に対して支援する。

また、新たに奥会津地域おこし協力隊を設置し、外部人材の新たな視点から6次化推進・観光誘客等に取り組む。

7 豪雪・過疎地域振興対策に係る取組

(1) 目的

豪雪及び過疎の特定地域は、地域の担い手である若年者の流出と高齢化の進行により、地域の活力が低下していることから、地域住民の安全で安心な暮らしの確保を図るとともに、豊かな自然などこれらの地域の特性を十分にいかした魅力ある振興対策を推進する。

(2) 事業内容

① 豪雪地帯対策

ア 豪雪地帯対策の総合企画及び連絡調整

イ 県豪雪地帯対策連絡協議会の開催

ウ 全国積雪寒冷地帯振興協議会との連携による要望活動

② 過疎地域対策

ア 過疎地域自立促進対策の総合企画及び連絡調整

イ 福島県過疎地域自立促進計画の策定及び推進

ウ 県過疎地域市町村協議会との連携による要望活動等

8 地産地消の推進に係る取組

(1) 目的

地域経済の循環を活性化し、地域コミュニティを醸成するとともに環境保全に寄与しながら県民の暮らしを豊かにするために、全県的な運動として地産地消の推進を図る。

(2) 事業内容

① 総合的な情報提供・発信

県民に対して、地産地消についての総合的な情報を積極的に提供し、全県的な普及・啓発に努めるとともに、県民の主体的な活動を促進させる。

② 地産地消月間の実施

毎年10月、11月を地産地消月間とし、地産地消推進の機運を高め、生産者、製造業者及び消費者等がより一層積極的に取り組む機会とする。

③ 福島県地産地消シンボルマークの普及

福島県地産地消シンボルマークの普及に努め、地産地消推進の全県的な運動としての定着を図る。

9 市町村復興・地域づくり支援事業

(1) 目的

県民自らが主体的に復興に向けた活動に参画していく意識を醸成するため、民間団体や行政との連絡調整を行う人材の育成と地域おこし活動の促進を目的として、意欲ある人材を県内外から募り、一定期間雇用するしくみを構築する。

(2) 事業内容

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動を支援する復興支援員及びこれらの復興支援員を支える復興支援専門員を設置する。

○ エネルギー課

Tel: 024-521-7116

1 ふくしま電源地域復興・振興支援事業

(1) 目的

本県電源地域の原子力災害等からの復興、地域経済の再生を実現し、個性的で活力に満ちた電源地域としていくため、(一財)福島県電源地域振興財団を通じて、市町村等が行う広域的な地域振興事業など(ソフト事業)を支援する。

(2) 事業内容

市町村等が実施する電源地域の振興及び原子力災害からの復興再生に資する活動を支援する。

補助率：事業主体が複数の場合 4/5

事業主体が単独の場合 2/3

(浜通り方部市町村、田村市及び川俣町に限り単独でも 4/5)

2 原子力立地給付金交付事業

(1) 目的

原子力発電施設等立地地域の振興及び地元住民の福祉向上を図るため、原子力発電所の所在、隣接市町村の住民、企業等に原子力立地給付金を交付する。

(2) 事業内容

一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うため、給付金の交付を行う者に対して補助金を交付する。

3 市町村電源立地地域対策交付金

(1) 目的

発電用施設の周辺地域における公共用の施設の設備、その他の住民の生活の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図る。

(2) 事業内容

原子力、水力、地熱発電施設の周辺市町村における公共用の施設の整備、その他の住民の生活の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業の費用に充てるため、市町村に交付金を交付する。

交付率：10/10

① 源立地促進対策交付金相当分

交付先：2市町村

② 力移出県等交付金相当分

交付先：34市町村

③ 力発電施設周辺地域交付金相当分

交付先：30市町村

4 石油貯蔵施設立地対策等交付金

(1) 目的

石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用施設の整備を促進し、地域住民の福祉の向上を図る。

(2) 事業内容

石油貯蔵施設が立地する市町村及び隣接する市町村が行う事業に対して、国から交付される石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として市町村に交付金を交付する。

交付先：いわき市 他 8 市町村

交付率：10/10

5 再生可能エネルギー導入推進検討事業

(1) 目的

再生可能エネルギー導入方策の進行管理をしつつ、地熱発電に関する意見交換を行う情報連絡会の運営を行う。

(2) 事業内容

① 再生可能エネルギー導入推進連絡会の開催

② 地熱「情報連絡会」の開催

6 住宅用太陽光設備設置補助事業

(1) 目的

一般家庭における再生可能エネルギー設備導入を支援するため、太陽光パネル設置にかかる初期費用の軽減を図る。

(2) 事業内容

住宅用太陽光発電システムを設置するものに対して定額の補助を実施する。

補助率：3.5 万円／kW（上限 4kW）

7 再生可能エネルギー事業可能性詳細調査補助事業

(1) 目的

小水力発電や風力発電等の再生可能エネルギー事業を行うに当たって必要となる事業可能性調査等にかかる費用について助成することにより、地域における再生可能エネルギー事業を促進する。

(2) 事業内容

再生可能エネルギーの事業化を支援するため、小水力発電や風力発電等の再生可能エネルギーの事業可能性調査や、電力会社との技術的な検討にかかる費用について助成する。

補助率：1/2 以内

（上限 小水力 250 万円、風力 500 万円、地熱バイナリー 250 万円）

8 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業

(1) 目的

地域主導による再生可能エネルギー発電の普及拡大を図るため、小水力発電、風力発電及び太陽光発電の事業計画づくりを支

援する。

(2) 事業内容

補助先：市町村、県内に事業所を置く事業者等

補助率：1/2 以内

（上限 小水力 600 万円、風力 2,000 万円、太陽光 100 万円）

9 再生可能エネルギーマッチング事業

(1) 目的

再生可能エネルギーの事業化が可能な適地を広く募集し、事業主体と土地所有者等のマッチングを行うことにより、県内における再生可能エネルギーの事業化を促進する。

(2) 事業内容

再生可能エネルギーの事業化が可能な適地を広く募集し、そのデータを公表することにより、事業主体と土地所有者等のマッチングを進める。

10 県民参加型ファンド支援補助事業

(1) 目的

モデル性の高い再生可能エネルギー導入事業を対象に、県民参加型ファンドの組成を誘発するため、組成費用の一部を補助する。

(2) 事業内容

補助率：1/2 以内（上限 200 万円）

補助対象：ファンド組成にかかる組成費用

（組成報酬、広告費、募集費等）

11 再生可能エネルギー見える化推進事業

(1) 目的

地域の創意と主体性に基づく取組みを促進するため、リーダー人材・実務者を育成するとともに、市町村やNPO等の率先的取組を支援する。

(2) 事業内容

① 福島空港メガソーラーをはじめとする県内再生可能エネルギー施設を活用し、体験学習会等を開催する。

② 市町村等の再エネに関するソフト事業に対し、1件あたり1/2以内（上限50万円）の補助金を交付する。

12 ふくしまから はじめよう。再エネ発電モデル事業

(1) 目的

地元企業の太陽光発電への新規参入を促す事業や人材養成と連携する事業に対し、事業費の一部を補助することにより、地域主

導による事業を多数立ち上げる。

(2) 事業内容

- ① 大学・専門学校等と連携し、太陽光発電施工技術を習得する講習を開催。
- ② 県内事業者が専門家の指導を受けながら太陽光発電の事業計画作成・発電所を建設運営。

13 只見川流域豪雨災害復興交付金

(1) 目的

只見川流域に甚大な被害をもたらした新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興事業を支援することで、豪雨災害からの復興を加速させる。

(2) 事業内容

豪雨災害からの復旧・復興事業や被災者の生活再建事業の費用に充てるため、交付金を交付する。

交付先：只見町、金山町、三島町、柳津町、会津坂下町、
奥会津五町村活性化協議会

第3 情報統計総室

Tel: 024-521-7854 (広報広聴担当)

◇ 情報統計総室の取組目標

情報統計総室においては、情報部門において、ICTを活用した電子県庁の構築や地域情報化の促進等、本県における情報化を計画的に推進する。

統計部門においては、統計の普及・啓発や各種統計調査データの精度確保のために調査票の回収率向上に努めるとともに、統計調査が円滑に行われるよう、調査員等の資質の向上や安全管理の徹底を図る。

また、県の施策等の推進に重要な基礎資料となる県経済動向、景気動向指数、県民経済計算等の分析結果や各種統計調査の結果について、県のホームページ等を通じて適時に提供する。

○ 情報政策課

Tel: 024-521-7133

1 携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業

(1) 目的

事業者が採算性を理由として独自整備を行わない条件不利地域の通話エリア化を支援することで、通話エリアの広域化及び不通話地域の解消を図る。

(2) 事業内容

① 補助対象

携帯電話の基地局施設を整備する市町村に補助金を交付する。

2 地区（白河市、西会津町）

② 補助率

事業費の 2/3 以内

2 地上デジタル放送共聴施設整備支援事業

(1) 目的

地上デジタル放送の難視聴地区の解消に取り組む市町村に対し、経費の一部を補助することにより、県内の受信環境整備を促進する。

(2) 事業内容

① 補助対象

アナログ放送を受信するために整備された共聴施設をデジタル化改修する場合、又は新たな難視地区において共聴施設を新設する場合に、当該施設を整備する共聴組合に対して補助を行った市町村。

② 補助率

共聴施設の整備に要する費用から、国の補助金、NHK助成金及び当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額のうち、市町村が共聴組合に対して補助する額の2分の1を上限として補助する。ただし、一施設当たりの県補助金上限額は50万円。

3 自治体クラウド推進支援事業

(1) 目的

県内市町村への「自治体クラウド」の普及・啓発を図り、災害に強い自治体システムを構築する。

(2) 事業内容

福島県電子自治体推進連絡会議の中に自治体クラウド検討部会を開催し、調査、研究を深めるとともに、複数の自治体が共同でのクラウド導入を検討する事案に対し、全体調整、アドバイザー派遣など支援を行う。

4 福島県高度情報化推進協議会の運営

(1) 目的

福島県における産・学・官が協力・連携し、県全体の高度情報化の推進を図ることにより、県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与する。

(2) 事業内容

① 情報通信月間特別講演会

最新のICTに関する動向や利活用事例を紹介する講演会を開催する。

② ふくしま復興情報化フェア

東日本大震災等からの復興に向けたICTを活用した災害対策や復興施策を紹介するフェアを開催する。

③ 情報リテラシー向上事業

県民の情報活用能力の向上を促進し、地域の情報化の推進を図るため、会員が講座を開催する際に講師を派遣する。

④ 地域情報化活動助成事業

会員が行う情報化の普及・啓発・調査研究等の自主的活動に

対して助成する。

5 情報通信基盤運営事業

(1) 目的

県のネットワークシステム、セキュリティ装置、グループウェア、ホームページ提供システム等で構成される情報通信ネットワークシステムを運用管理することで、県民の利便性向上と行政事務の高度化・効率化を図る。

(2) 事業内容

① 福島県情報通信ネットワークシステムの安定運用

ネットワークシステムの保守運用業務を専門業者に委託するとともに、障害発生を未然に防止するために各種対策の実施、機器の適時更新を行う。

② 情報セキュリティの確保

技術的セキュリティ対策を行うとともに、情報セキュリティ管理者、情報化テクニカルリーダー（ITL）及び一般職員に対して、情報セキュリティ研修を実施し、セキュリティ対策への理解を深める。更に、ネットワーク管理者（CIO 補佐）等による内部監査を実施するなどし、情報セキュリティを確保する。

③ 庁内のパソコン等端末の管理・活用

職員が使用するパソコン等端末の効率的な運用管理を行う。
また、情報漏えい等のセキュリティ対策を行ったタブレット端末を、風評対策を始めとする復興業務に活用する。

6 情報システム最適化事業

(1) 目的

今後構築又は計画される情報システムについて、「情報システム最適化ガイドライン」に基づく協議等により、情報システム調達の最適化及び標準化を図る。

(2) 事業内容

① 予算要求前に情報化構想協議（事前評価）を実施する。

② 調達・契約前に情報システム調達協議を実施する。

③ システム稼働後1年経過後に評価報告（事後評価）を実施する。

7 申請・届出オンライン化事業

(1) 目的

県や市町村への行政手続をオンライン化することにより、時間的・地理的制約を受けず、休日、夜間においても自宅や職場からインターネットを利用して各種申請・届出を行うことを可能とし、

県民や企業の利便性を図る。

(2) 事業内容

インターネットを利用して県や市町村に対する各種申請・届出ができる「ふくしま県市町村共同電子申請システム」の運用を行う。

8 総合行政ネットワーク事業

(1) 目的

申請・届出のオンライン化に伴い、改ざんやなりすまし等を防止するための公的個人認証サービスを提供するとともに、その認証サービス等に利用する国（霞ヶ関WAN）と地方自治体間のみを相互に接続する総合行政ネットワークを運用することで、高度な情報セキュリティを担保し、行政の情報化を推進するとともに社会保障・税番号制度において庁内関係情報システムを国の情報提供ネットワークシステムに接続するための整備を行う。

(2) 事業内容

① 公的個人認証サービス事業

公的個人認証サービスを適切に提供するとともに普及啓発を行う。

② 総合行政ネットワーク関連事業

総合行政ネットワークの安定的な運用管理を行う。

③ 社会保障・税番号制度関連事業

社会保障・税番号制度に係るシステム整備を行う。

○ 統計課

Tel: 024-521-7143

1 統計事務の管理

(1) 目的

統計行政全般にわたり、国、都道府県、市町村及び統計関係団体との連携を図ることにより統計行政を円滑に進めるとともに、拡大し変化する統計調査需要に対応できるよう地方統計職員の業務能力向上を図る。

(2) 事業内容

① 全国・地方ブロック別統計主管課長会議等を通じた国、他都道府県との連携、及び統計制度改善等の要望の実施

② 市町村統計主管課長会議の開催等による市町村との連携強化

③ 統計調査に永年従事しその功績が特に顕著である者等に対す

る「福島県知事表彰」の実施

- ④ 調査客体県民の負担軽減に資するため、各部局が計画・実施する統計調査について、重複防止及び実施時期の調整等の総合調整
- ⑤ 地方統計職員（県及び市町村職員）業務研修の実施、及び国が行う研修等への派遣
- ⑥ 福島県統計協会の運営支援及び連携事業の実施

2 統計調査員対策事業

(1) 目的

統計機構の第一線で調査を担う統計調査員の確保及び資質の向上並びに安全対策の推進を図る。

(2) 事業内容

- ① 統計調査員希望者の登録（市町村登録）の促進
- ② 登録統計調査員等に対する研修会の開催
- ③ 国が主催する登録調査員研修への調査員の派遣
- ④ 調査員広報紙「統計調査員だより」の発行、調査員活動の資料「統計調査員のしおり」の購入・配布
- ⑤ 安全対策用品の購入配付、公務災害（県任命調査員）補償事務の執行
- ⑥ 福島県統計調査員協議会連合会の運営支援及び連携事業の実施

3 統計普及事業

(1) 目的

県民の統計に関する知識の普及や統計の重要性に対する関心を喚起し、統計に対する県民のより一層の理解を推進する。

(2) 事業内容

- ① 10月18日の「統計の日」に関連して新聞広告等による広報を実施
- ② 統計グラフコンクールの実施
- ③ 統計資料の体系的収集を図り、統計年鑑や県勢要覧等の統計資料・報告書を作成配付、及びホームページ「ふくしま統計情報BOX」を通じた統計調査結果等の情報提供
- ④ 統計相談窓口の設置

4 統計分析事務

(1) 目的

行政施策の推進上及び県民にとって重要な基礎資料となる県経

済の規模や産業構造、成長率等の推計結果や福島県産業連関表等を用いた統計分析結果及び県内景気の現状や先行き等を判断するため、毎月、直近の主要経済指標を用いて分析した県経済動向の情報を提供する。

(2) 事業内容

- ① 主な経済指標の動きから、毎月、県の経済状況を判断する「最近の県経済動向」や、それら指標の年間の動きから、一年間の状況を判断する「年次経済報告書」を基礎資料として提供する。
また、経済指標の動きを統合することにより「景気動向指数」(C I・D I)を作成し、景気の現状把握のための指標を提供する。
- ② 県及び市町村の経済規模・構造・所得の水準を総合的に把握し、行財政、経済施策・経済分析等の基礎資料となる「県民経済計算年報」及び「市町村民経済計算年報」を提供する。
- ③ 「福島県産業連関表」を作成するとともに、各種施策の推進に資するよう、福島県産業連関表を利用した経済波及効果等の分析結果を「アナリーゼふくしま」として提供する。

5 労働力調査の実施

(1) 目的

就業、不就業の状態を毎月明らかにし、経済政策や雇用対策等の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

総務省が指定する調査区における15歳以上の世帯員
年間延べ600調査区、約9,000世帯

② 調査事項

就業状態、就業日数、就業時間、就業希望の有無、求職状況、その他就業及び失業に関する事項等

6 福島県現住人口調査の実施

(1) 目的

本県に常住する人口及び世帯数並びにその移動実態を市町村別に毎月明らかにし、行政施策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

県内全市町村

② 調査事項

出生者、死亡者、転入者、県外転出者（それぞれについて、国籍、性別、出生年月、転入にあっては従前地、転出にあって

は転出先に関する事項) 並びに世帯数

7 毎月勤労統計調査の実施

(1) 目的

雇用、給与及び労働時間について、毎月その変動実態を明らかにし、労働及び経済政策等の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

第一種事業所調査	400 事業所
第二種事業所調査	330 事業所
特別調査	350 事業所 (概数)

② 調査事項

主な生産品又は事業内容、操業日数、企業規模、常用労働者数及び異動状況、出勤日数、労働時間数、現金給与総額、特別に支払われた給与等に関する事項等

8 小売物価統計調査の実施

(1) 目的

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃の実態を毎月調査し、消費者物価指数、その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

福島市、郡山市、いわき市、川俣町にある約 420 事業所、546 世帯、4 宿泊施設

② 調査事項

約 510 品目の小売価格、サービス料金及び家賃

9 家計調査の実施

(1) 目的

国民生活における家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を毎月明らかにし、経済政策や社会政策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

福島市、郡山市、田村市の二人以上の世帯 144 世帯及び単身世帯 12 世帯

② 調査事項

毎月の収入(勤労者世帯及び無職世帯)及び支出(全世帯)に関する事項、年間収入に関する事項、貯蓄及び負債に関する事項、世帯、世帯員及び住居に関する事項等

10 個人企業経済調査の実施

(1) 目的

「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」を営む個人企業の経営の実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業の振興のための基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

福島市（26年10月から福島市の別の地域）、白河市（27年1月から二本松市）、三春町（26年7月から南会津町）にある55事業所

② 調査事項

事業主の業況判断（売上・利益の状況等）に関する事項、従業者に関する事項、営業収支等（売上、仕入金額、棚卸、設備投資等）に関する事項、事業所の経営形態（開設時期、営業日数等）に関する事項等（原則四半期ごと調査）

11 平成26年全国消費実態調査の実施

(1) 目的

家計の実態を所得、消費、資産の3面から総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査期日

平成26年9月、10月、11月

② 調査対象

全市、磐梯町、会津坂下町、西郷村、平田村、小野町及び新地町の二人以上の世帯836世帯及び単身世帯76世帯（甲調査）並びに二人以上の世帯12世帯（乙調査）

③ 調査事項

家計上の収入及び支出に関する事項、品物の購入先に関する事項、主要耐久消費財等に関する事項、年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項、個人的な収支の内訳とその金額及び家計のこづかいに関する支出のみの内訳とその金額等

12 平成27年国勢調査調査区設定の実施

(1) 目的

平成27年国勢調査の実施に当たり、調査員の担当区域を明確に

して調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査の実施の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 設定期日

平成26年10月1日

② 設定対象

県内全域約14,700調査区

③ 実施事項

基本単位区の点検及び修正、調査区の設定、調査区一覧表、調査区地図の作成及び検査

13 平成27年国勢調査第3次試験調査の実施

(1) 目的

これまでの試験調査結果を踏まえて策定した平成27年国勢調査の実施計画案に基づき第3次試験調査を実施し、調査方法の最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における事務処理の習熟を図る。

(2) 事業内容

① 調査期日

平成26年6月19日

② 調査対象

福島市の10調査区約500世帯

③ 調査事項

世帯員に関する事項（男女の別、出生の年月、就業状態、勤め先の事業所の名称及び事業の種類）及び世帯に関する事項（世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方）等

14 鉱工業指数調査の実施

(1) 目的

本県鉱工業の生産、出荷、在庫の動向を明らかにし、県内の経済分析等の基礎資料を得る。また、生産、出荷、在庫の指数を作成する。

(2) 事業内容

① 調査対象

特定品目を生産している事業所（約350事業所）

② 調査事項

生産高、出荷高、在庫高（毎月末日現在）

15 商業動態統計調査の実施

(1) 目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を継続的に明らかにし、経済政策、商業政策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

経済産業大臣の指定する卸・小売業を営む約 250 事業所

② 調査事項

従業者数、商品販売額及び商品手持額等（毎月末日現在）

16 生産動態統計調査の実施

(1) 目的

鉱工業生産の動向を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

織物、ニット衣服、機械器具、セメント等対象品目別に指定された規模の従業者を有する約 130 事業所

② 調査事項

生産高、出荷高、在庫高、原材料、従業者数等（毎月末日現在）

17 工業統計調査の実施

(1) 目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

製造業（国に属する事業所を除く）を営む約 3,900 事業所

② 調査事項

経営組織、資本金額、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用水等（毎年 12 月 31 日現在）

18 学校基本調査の実施

(1) 目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

県内の公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特

別支援学校、専修学校・各種学校及び市町村教育委員会

② 調査事項

学校数・学級数、教職員数、園児・児童生徒数、卒業後の状況、学校施設の状況、不就学学齢児童生徒数に関する事項等（毎年5月1日現在）

19 学校保健統計調査の実施

(1) 目的

学校保健法により毎年4月から6月の間に行われる健康診断の結果に基づき、幼児・児童及び生徒の発育及び健康状態を調査し、学校保健行政上の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

調査実施校に指定された幼稚園、小学校、中学校、高等学校
168校（園）

② 調査事項

発育状態（身長、体重、座高）及び健康状態（栄養状態、裸眼視力、聴力、歯、結核、心臓疾患等）に関する事項等

20 平成26年商業統計調査

(1) 目的

商業（卸売業・小売業）の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査期日

平成26年7月1日

（平成26年経済センサスー基礎調査と同時実施）

② 調査対象

日本標準産業分類に掲げる大分類「Iー卸売業、小売業」に属する事業所

③ 調査事項

事業所の名称及び所在地、経営組織及び資本金額又は出資金額、本店・支店の別、事業所の開設時期、従業者数、年間商品販売額、セルフサービス方式採用の有無、売場面積、電子マネー販売、インターネット販売等

21 2015年農林業センサス

(1) 目的

我が国の農林業の生産構造、農林業生産の基盤となる諸条件を総合的に把握することにより、農林業の基本構造の現状と動向を

明らかにし、農林行政諸施策及び農林業に関し必要な基礎資料を整備する。

(2) 事業内容

① 調査期日

平成27年2月1日

② 調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農業や林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」

③ 調査事項

経営体（農林家）数、従事者数、経営耕地面積、保有山林面積、農林産物の生産状況・販売金額、家畜の飼養頭羽数、農作業の受託（請負）、農業経営の特徴等

22 2013年漁業センサス

(1) 目的

漁業の基礎的事項を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備する。

(2) 事業内容

平成25年11月1日に実施した2013年漁業センサスの報告書を作成する。

23 経済センサス（調査区管理）

(1) 目的

調査区を毎年度管理し、町丁・字境界等の変更の都度、調査区の情報を修正し、母集団データを常に最新かつ正確な状態に維持する。

(2) 事業内容

総務大臣が毎年度指定する基準日時点での調査区修正の有無について統計局に報告し、調査区の修正を行う。

24 平成26年経済センサス－基礎調査

(1) 目的

我が国における事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること、並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 調査期日

平成26年7月1日

(平成26年商業統計調査と同時実施)

② 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所

③ 調査事項

名称及び電話番号、所在地、開設時期、従業者数、経営組織、資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無、子会社の有無及びその数、組織全体の常用雇用者数、年間総売上(収入)金額等

第4 避難地域復興局

Tel: 024-521-8429 (広報広聴担当)

◇ 避難地域復興局の取組目標

避難地域復興局においては、原子力災害により避難地域等となっている12市町村の復興を図るため、市町村ごとの課題や広域的連携が必要な課題を把握し、帰還に向けた環境整備のための部局横断的取組を実施する。

また、長期化する避難生活において安定的な住環境を提供するため、復興公営住宅の早期整備や、それに伴い必要となる住民サービスの確保及びコミュニティの維持・形成を図る。

○ 避難地域復興課

Tel: 024-521-8435

1 避難地域の復興推進

(1) 目的

避難地域等12市町村の課題を解決し、復興を推進する。

(2) 事業内容

避難市町村駐在員等を通じて市町村の課題を把握し、国、市町村、庁内関係部局等と協議・調整しながら課題解決を図る。
また、避難解除等区域復興再生計画の更新を行う。

2 避難地域への帰還に向けた環境整備

(1) 目的

避難市町村及び避難者の帰還に向けた環境を整備する。

(2) 事業内容

国・県・市町村による協働体制(3人4脚)を推進するとともに、帰還に向けた環境整備に係る市町村共通の課題や単独市町村では解決が困難な課題について、部局横断的協議等を通じ、解決を図る。

○ 生活拠点課

Tel: 024-521-8618

1 長期避難者等の生活拠点の企画調整

(1) 目的

避難市町村と受入市町村の意向を踏まえながら、復興公営住宅の整備を進め、長期避難者等の生活拠点の整備や必要な行政サービスの確保及びコミュニティの維持・形成を図る。

(2) 事業内容

長期避難者等の生活拠点を整備するため、避難市町村や受入市町村、国との協議・調整を行うとともに、復興公営住宅整備に係る土地選定、土地所有者との協議・調整を行う。

また、生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、コミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅の入居者同士や周辺の避難者、地域住民の交流活動の支援等を行う。

なお、生活拠点整備における課題について、解決に向け部局横断的に検討を行う。

第5 文化スポーツ局

Tel: 024-521-7159 (広報広聴担当)

◇ 文化スポーツ局の取組目標

文化スポーツ局においては、文化やスポーツの振興、生涯学習の推進、NPO法人等地域活動団体との協働などによる東日本大震災及び原子力災害からの復興につながる各種事業を積極的に展開する。

県民参画による県づくりの推進については、県内外の多様な主体との連携による地域課題の解決や地域活動団体の活動基盤整備の支援を行うとともに、ラジオ放送などを活用し、「地域コミュニティの再生」を基盤となるテーマに掲げる新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の更なる推進を図る。

文化の振興については、県民一人一人が文化の担い手として文化を育む気運を醸成するため、年間を通して文化にふれ親しむ機会の創出や様々な資源を文化の視点でとらえ直し地域の活性化につながる取組を進め、本県の更なる文化力・地域力の向上に努める。

生涯学習の推進については、「ひろがる学び、深まるきずな、生涯学習社会ふくしま」の実現を目指すため、ふるさと「ふくしま」の学びを通して復興を担う子どもたちの育成を図る。また、市町村や大学等と連携して学びの場を提供することにより、人づくりを通じた地域づくりや地域の復興につながる生涯学習の環境づくりに取り組む。さらに、東日本大震災及び原子力災害の体験、記憶、記録、教訓の継承を図る施策を引き続き展開する。

スポーツの振興については、総合型地域スポーツクラブへの支援などにより、各地域における生涯スポーツの振興を推進する。また、各競技団体等への支援を通じて本県スポーツの競技力の向上に努める。さらに、他県から多くの参加者が期待できるスポーツやレクリエーションの大会の誘致にも積極的に取り組む。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が東日本大震災及び原子力災害からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう「2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進本部」を運営し、関連事業の実施、さらには、関連事業に係る本県独自の取組等について検討を進める。

○ 文化振興課

Tel: 024-521-7179

1 新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の推進

(1) 目的

多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりをさらに推進するため、「地域コミュニティの再生」を基盤テーマに掲げ、「子育てしやすい環境づくり」、「環境問題への対応」及び「安全安心な地域づくり」を重点テーマとした新“うつくしま、ふくしま。”県民運動を推進する。

(2) 事業内容

新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議を推進母体として、県民運動知事感謝状の贈呈、組織力を活用した広報や他のモデルとなる地域活動団体の活動を紹介する「地域コミュニティ100選」の選定、ラジオ放送を活用した地域コミュニティからの情報発信などにより、広く県民運動の周知・浸透を図る。

2 地域活動団体の活動基盤の強化

(1) 目的

地域課題の解決に向けて取り組む地域活動団体の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の整備及び協働推進体制の強化を図ることにより、多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりを推進する。

(2) 事業内容

「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置するとともに、NPO法人等のマネジメント強化サポート事業や活動分野別サポート事業などの実施により、地域活動団体の活動基盤強化を支援する。また、多様な主体がそれぞれ得意とする分野やネットワークを活かしながら協働して実施する施策や事業に移していくマッチングの場の構築により、NPO法人等が自主的な活動を継続し、関係機関と連携していくための環境づくりに向け取り組む。

3 ふるさと・きずな維持・再生支援事業の実施

(1) 目的

NPO等地域活動団体が主体となる震災からの復興やきずなの維持・再生に効果のある取組を支援することにより、自立・継続して活動できるNPO等地域活動団体を育成するとともに、活力ある地域づくりを推進する。

(2) 事業内容

NPO等地域活動団体による地域課題解決に向けた取組に対し、補助を行う。

4 特定非営利活動法人制度の円滑な運用

(1) 目的

特定非営利活動法人制度の円滑な運用に努めるとともに、NPO法人と県との協働による地域づくりの推進を図り、県民参画による活力ある地域社会の形成に資する。

(2) 事業内容

特定非営利活動促進法に基づくNPO法人に係る認証等事務を行うとともに、認定NPO法人制度等の周知に努める。また、権限移譲市町等との市町村担当者会議等を開催し、市町村との連携を図り、適切な特定非営利活動促進法の運用に努める。

5 福島県文化センターの管理運営

(1) 目的

県民の芸術及び文化の振興を図るため設置した福島県文化センターを管理運営する。

(2) 事業内容

福島県文化センター（福島県歴史資料館を含む）の効率的な運営を図るため、施設整備を行い、併せて当該施設の管理運営を指定管理者に委託する。

- ① 施設の維持・管理運営事業
- ② 利用料金の免除補助事業

6 ふくしまからはじめよう。「地域のたから」伝統芸能承継事業

(1) 目的

被災地の団体や子供が演じ手になっている団体を中心に伝統芸能の公演及び代表者の交流、担い手である子供の交流事業を実施することにより伝統芸能承継の意欲を高めるとともに、震災からの心の復興を図り、ふるさとへの回帰を促進する。

(2) 事業内容

① 「地域のたから」伝統芸能承継事業

当事業の円滑な運営を図るため、地元関係者と組織する実行委員会に対し負担金を交付する。

実施時期：平成26年9月（予定）

② 「地域のたから」伝統芸能担い手交流事業

担い手である子どもたちが、今後も伝統芸能を継続しようという気持ちを持ち続けられるよう子ども同士が交流し専門家の

指導を受ける。

実施時期：①と同時期

7 文化で元気！“新生ふくしま”グランドステージ事業

(1) 目的

福島県の復興支援のために催される全国的に著名な芸術家等による公演、展覧会等を積極的に誘致することにより、県民の心の復興とともに観客の増加を図り、生き生きとした県民の姿を通して“新生ふくしま”を全国に発信し、更なる文化振興を図る。

(2) 事業内容

福島県の復興支援を目的とした、県民の心の復興に資するだけでなく文化に触れることによって県民がいきいきとする姿を通して“新生ふくしま”を全国に発信し、更なる文化振興に寄与する効果を持つ、全国的に著名な芸術家等による公演、展覧会等の事業の主催者に対して、補助金を交付する。

8 アートによる新生ふくしま推進事業

(1) 目的

これまでの事業展開によるネットワークを最大限に活用し、今の福島だからこそ必要なことについてアートを媒介とし、平成26年度は「森林文化」と「子どもたち」をテーマとしたプロジェクトを展開する。

福島未来を担う子どもたちが、ふるさとの文化を体感し心豊かに成長していくこと。福島ならではの多様な文化を地域の隔たりなく分かち合い、もう一度その素晴らしさを互いに共有すること。福島の実状や未来のことを考え、目指すべき姿の可能性を探しながら創造する場を持つこと。本事業を通してこれらを具現化することで、福島の復興の一助とするとともに、新しいふくしまを推進する。

(2) 事業内容

ア 森林文化の活用による地域再生プロジェクト

森林文化にかかる様々な地域資源をテーマとしたアートプログラムを企画・実施する。なお、地域協働による作品制作型のプログラムと、参加体験型のワークショップ、言葉による発信型のフォーラムを組み合わせ、効果的に森林文化を発信する。

イ アーティスト×学校プロジェクト

福島未来を担う子どもたちに、アートに触れてもらい、心豊かな成長と創造する場を与えるため、各学校等にアーティストを講師に招いた児童・生徒対象のワークショップを開催する。

9 福島県文化功労賞の贈呈

(1) 目的

多年にわたり福島県の文化の向上に著しい業績を表した個人に対し文化功労賞を授与することにより、本県文化の振興を図る。

(2) 事業内容

福島県文化功労賞の授与

表彰式日程：平成26年11月

受賞者：2名以内

対象部門：芸術、科学、教育、体育の4部門

10 文化・スポーツ知事感謝状の贈呈

(1) 目的

本県の文化及びスポーツの振興・発展を図るため、本県の文化又はスポーツの振興・発展に貢献し、その功績が顕著である個人又は団体に贈呈することにより、本県文化・スポーツの振興を図る。

(2) 事業内容

知事感謝状の贈呈

表彰式日程：平成26年11月

贈呈予定者：文化部門、スポーツ部門6名（団体）以内

贈呈の対象：文化部門 美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、生活芸術等

スポーツ部門 スポーツ及びレクリエーション

11 声楽アンサンブルコンテスト全国大会開催事業

(1) 目的

本県の合唱活動の更なる発展を図るため、継続的に全国規模のコンクールを開催することにより、「合唱王国ふくしま」を全国に発信し、「合唱」＝「ふくしま」というイメージを定着させる。

(2) 事業内容

国内で初めての声楽アンサンブルコンテスト全国大会を継続開催するため、声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会に対して負担金を交付する。

開催時期：平成27年3月の4日間

開催場所：福島市音楽堂

部門：中学校、高等学校、一般（小学校・ジュニアグループ、大学職場一般グループ）

参加団体予定：40団体×3部門

12 県展開催事業

(1) 目的

県内在住者及び県出身者から美術作品を公募し、一般に展覧することにより、本県美術の振興を図るとともに、優れた美術作品の鑑賞機会の拡充を図る。

(2) 事業内容

第68回福島県総合美術展覧会の開催

開催時期：平成26年6月20日（金）～6月29日（日）

開催場所：福島県文化センター

部門：日本画、洋画、彫刻、工芸美術、書の5部門

13 県文学賞の実施

(1) 目的

県民から文学作品を公募し、成果発表の場を提供するとともに、優秀作品を顕彰することにより、本県文学の振興と地域文化の進展を図る。

(2) 事業内容

第67回福島県文学賞の実施

募集期間：平成26年4月下旬～7月末

部門：小説・ドラマ、エッセー・ノンフィクション、詩、短歌、俳句の5部門

表彰式：平成26年11月3日（月）

県文学集：応募作品のうちの優秀作品を掲載した県文学集を発行

14 文化振興審議会の開催

(1) 目的

「福島県文化振興基本計画」の進行管理に関する事項を審議する。

(2) 事業内容

① 根拠法令等 福島県文化振興条例

② 委員 15名以内

③ 任期 2年（平成24年11月7日～平成26年11月6日）

④ 開催時期 12月開催予定

15 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進本部

(1) 目的

被災地の復興支援として開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業（以下「関連事業」という。）を本県復興の追い風とし、復興の更なる加速化につなげるため、全庁

一体となって推進する。

(2) 業務内容

- ・ 関連事業に係る企画の提案、提言
- ・ 関連事業に係る本県独自の取組
- ・ 関連事業の実施

○ 生涯学習課

Tel: 024-521-7784

1 県民カレッジ推進事業

(1) 目的

県民の多様化・高度化する学習ニーズや学習活動の広域化に対応するため、県、市町村、大学等高等教育機関、民間事業者、NPO等が連携し、生涯学習に関する情報や学習機会を体系化して提供することにより、県民の学習参加と成果活用を促進し、自己実現と地域発展を支える生涯学習社会ふくしまの実現を図る。

(2) 事業内容

- ① 生涯学習情報提供システムの運営
- ② 連携講座の提供

2 生涯学習による復興応援事業

(1) 目的

本県を復興し地域コミュニティを再生するためには、地域課題を解決するための県民一人一人の「力」が欠かせないことから、NPO職員等に対する学びの場を提供する必要がある。また、県内において避難等により学ぶ環境が整わず、生涯学習意欲が低下している状況も見られることから、生涯学習意欲の回復とともに、県民が一体となった復興への機運の醸成を図る。

(2) 事業内容

① 地域コミュニティ再生に向けた県民講座の実施

地域をつなぐ活動や自治組織の形成を支援するため、行政と住民の協働によるコミュニティ再生に向けた講義等を開催する。

- ・ 地域コミュニティ再生に関する講義、ワークショップ
- ・ 地域コミュニティ再生に向けた学びの取組に関する事例発表

3 東日本大震災記録保存活用事業

(1) 目的

東日本大震災は、地震、津波、原子力災害、風評被害と、かつて経験のない複合災害であり、これらの体験、記憶、記録などを次世代へ継承することが必要である。

しかしながら、時の経過とともに、人々の体験、記録、記憶などは風化されることが懸念され、また貴重な資料が散逸されるおそれがあることから、伝えるべき資料、残すべき資料等を検討し、収集・保存と活用を図る。

(2) 事業内容

震災の記録や写真等の収集、証言の映像収録に努め、また、提供された記録資料を保存するとともに、パネル展示等の活用を行う。

4 子供達によるふるさと「ふくしま」の学び事業

(1) 目的

本県の子どもたちが、復興に向けた地域の現状やふるさとのすばらしさを学ぶため地域の方やゆかりの方に取材等の交流を行い、「ふくしまの未来」や「自分の夢・希望」について考え、新聞やラジオ放送で発信することにより、ふくしまの復興を担う子どもたちの育成を図る。

(2) 事業内容

- ① ジャーナリストスクールの実施
- ② パーソナリティーアカデミーの実施

5 ふくしま海洋科学館の管理運営

(1) 目的

「海を通して『人と地球の未来』を考える」という基本理念の下に、水族館機能を中心として海を様々な視点から紹介し、海や人と自然、環境に関する文化・科学の学習機会を提供するための拠点施設として設置したふくしま海洋科学館の管理運営を行う。

(2) 事業内容

ふくしま海洋科学館に係る施設の維持管理及び展示資料等の更新を行うとともに、当該施設管理運営を指定管理者に委託する。

- ① 管理運営及び修繕事業
- ② 利用料金免除補助事業

6 生涯学習審議会の開催

(1) 目的

本県の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事

項を調査・審議する。

(2) 事業内容

- ① 根拠法令等 福島県生涯学習審議会条例
- ② 委員 15名
- ③ 任期 2年(平成24年7月31日～平成26年7月30日)
- ④ 開催時期 必要に応じて開催する。

○ スポーツ課

Tel: 024-521-7795

1 県保健・体育・スポーツ関係団体運営補助の実施

(1) 目的

スポーツの振興及び青少年の健全育成のために設立された団体の運営費を補助する。

(2) 事業内容

(公財)福島県体育協会並びに福島県スポーツ少年団に対し、運営費を補助する。

2 うつくしま広域スポーツセンター事業

(1) 目的

県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境づくりを目指す。

(2) 事業内容

うつくしま広域スポーツセンター事業を通じて、総合型地域スポーツクラブの創設・育成・定着を支援する。

3 東北総合体育大会及び国民体育大会への派遣

(1) 目的

第41回東北総合体育大会及び第69回国民体育大会に県選手団を派遣する。

(2) 事業内容

① 第41回東北総合体育大会

種目 水泳競技ほか36競技

開催県 福島県 主会期：平成26年8月22～24日

② 第69回国民体育大会

種目 陸上競技ほか39競技

開催県 長崎県 平成26年10月12日～10月22日

(第70回冬季スケート：群馬県、スキー：群馬県)

4 第41回東北総合体育大会の開催

(1) 目的

第41回東北総合体育大会を本県で開催する。

(2) 事業内容

種目：水泳競技ほか36競技

会場：県内18市町村（他県2町）

主会期：平成26年8月22～24日

5 選手の育成・強化事業

(1) 目的

国際大会や全国大会等で優秀な成績を収める選手・チームを輩出し、スポーツに強い「ふくしま」の確立を図る。

(2) 事業内容

強化選手や強化チーム並びに中・高校の運動部を指定し、長期的、組織的、計画的に選手を育成するとともに、各種大会で上位入賞を目指している優秀な競技種目の選手・チームに対し、焦点的な強化を行う。

6 うつくしまスポーツキッズ発掘事業

(1) 目的

将来有望な能力を有する小学生を発掘し、総合的な運動能力を育成する。

(2) 事業内容

各競技団体との連携により、基礎的な運動能力の向上を図るとともに、一貫指導マニュアルに基づく組織的・計画的な指導を行う。

7 地域連携型人材育成事業（双葉地区教育構想）

(1) 目的

双葉地区において連携型中高一貫教育を展開し、スポーツにおいて世界で活躍できるスペシャリストの育成に取り組む。

(2) 事業内容

富岡高校の国際スポーツコースのバドミントン競技及びゴルフ競技において、国内トップレベルの専任コーチによる指導を行い、世界に通用する選手育成のための指導体制を確立する。

8 「陸上王国福島」パワーアップ事業

(1) 目的

3年間取り組んだ「『陸上王国福島』基盤整備事業」の成果の活用と平成26年度の「日本陸上競技選手権大会」の本県開催を契機に、小学生や中学生に対して陸上競技を通じた支援を行うことにより、子どもたちの体力向上を図るとともに、日本一の陸上選手の本県からの誕生を目指す。

(2) 事業内容

① 小学校陸上競技出前講座

希望する小学校に指導者を派遣し、陸上教室を開催する。

② 小学生陸上競技指導事業

全国小学生陸上競技交流大会（通称：日清カップ）での上位入賞を目指し、小学生に専門的な陸上競技の技術等を指導する。

③ 中学生陸上競技指導事業

全中大会出場を目指し、中学生に専門的な陸上競技の技術等を指導する。

9 競技力向上特別対策事業

(1) 目的

国民体育大会に向けた最終強化

(2) 事業内容

全国の強豪チームとの対戦や合同練習などの交流事業に対して支援する。

10 スポーツ環境復興緊急対策事業

(1) 目的

短期間で競技力の向上が見込める従前から競技力が高かった10競技を対象に重点的な強化を図り、国民体育大会を始め多くの全国大会で上位入賞することにより、本県スポーツ環境の復活を広く発信するとともに、本県の復興の象徴とする。

(2) 事業内容

① 県内・県外コーチングクリニック事業

県外から優秀な指導者を招き、本県競技指導者と選手が指導を受ける。

11 ふくしまから世界へ！「ふくしま夢アスリート」育成支援事業

(1) 目的

2020年東京オリンピックを見据え、将来の活躍が期待できる15歳から20歳の青少年を「ふくしま夢アスリート」として指定し、JOC等が実施する強化練習会などへの参加に対する支

援や、医学的・心理学的・栄養学的な分野からのサポートを行うとともに、指導者のスキルを国際的なレベルにまで引き上げることで、世界に通用する選手を育成する。

(2) 事業内容

- ① 「ふくしま夢アスリート」スタートダッシュミーティング指定を受けた「ふくしま夢アスリート」を対象に、専門家の講習やオリンピックの助言を受けるミーティングを開催し、「ふくしま夢アスリート」たちの意志を高揚させる。
- ② 「ふくしま夢アスリート」交流事業
JOCや中央競技団体等が実施する強化練習会などへの参加に対して支援する。
- ③ 「ふくしま夢アスリート」ふれあい教室
「ふくしま夢アスリート」を活用した小中学生対象のスポーツ教室を開催し、交流を通じて、子どもたちに対し目標に向かって努力することの大切さと運動する喜びを伝える。
- ④ トップコーチ養成事業
JOCや中央競技団体等の研修会に指導者を参加させるなどにより、国際的な競技力を担え得る国内トップレベルのコーチを養成する。
- ⑤ マルチサポート事業
医学的・心理学的・栄養学的な分野からのサポートを行うことにより、「ふくしま夢アスリート」が安心して効果的にトレーニングできる環境を整備する。

12 ふくしまからはじめよう。スポーツ発信・全国大会誘致事業

(1) 目的

他県から多くの参加者が期待できるスポーツやレクリエーションの大会の積極的な誘致を図る。

(2) 事業内容

① 大会開催支援事業

大会への県外参加者の規模に応じて、大会の開催運営費に対して補助する。

13 スポーツ推進審議会の開催

(1) 目的

本県の総合的なスポーツ振興施策の推進に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

- ① 根拠法令等 福島県スポーツ推進審議会条例
- ② 委員 20名以内

- ③ 任期 2年
- ④ 開催時期 必要に応じて開催する。

14 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進

(1) 目的

被災地の復興支援として開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業（以下「関連事業」という。）を本県復興の追い風とし、復興の更なる加速化につなげる。

(2) 業務内容

- ・ 関連事業及び本県独自事業の検討、調整、実行
- ・ 競技団体、市町村、被災県（岩手県・宮城県）との連携
- ・ 大会組織委員会への提案、提言、意見

第5章 庁内連携の取組

第1 企画調整部の庁内連携組織（会議等）

1 新生ふくしま復興推進本部会議

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害からの速やかな復旧・再生を全庁一丸となって推進する。

(2) 構成

知事、副知事、直轄理事、総務部長、企画調整部長等、計23名

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-7129

2 政策調整会議

(1) 目的

県行政についての重要な施策に係る基本方針を総合的な視点から協議するとともに、各部の施策に関する総合調整を行い、県行政の一体性を確保する。

(2) 構成

知事、副知事、直轄理事、総務部長、企画調整部長、その他事案に関係のある部局長等

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-8014

3 企画推進室員会議

(1) 目的

全庁にわたる施策の調整を効果的に行うため、政策調整会議に付する案件の調査及び調整、他部局等と特に調整を要する事項の総合調整等を行う。

(2) 構成

企画調整部政策監、企画調整課長、各部局企画主幹等

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-8014

4 環太平洋経済連携協定問題連絡会議

(1) 目的

企画推進室員会議において、環太平洋経済連携協定（TPP）に関する課題や影響等を調査し、必要な対応を検討するため、TPPに関する県内への影響等について調査等を行う。

- (2) 構成
関係部局企画担当主任主査等
- (3) 事務局
企画調整課 Tel: 024-521-8627

5 福島県物流施策庁内推進会議

- (1) 目的
県における物流施策の総合的な推進を図る。
- (2) 構成
企画調整課長、生活交通課長、空港交流課長、港湾課長等、計16名
- (3) 事務局
企画調整課 Tel: 024-521-8627

6 総合計画・復興計画・福島特別措置法庁内戦略会議

- (1) 目的
総合計画・復興計画の進行管理等及び福島復興再生特別措置法に係る制度提案等について円滑かつ全庁一体となった検討を行う。
- (2) 構成
企画調整部政策監、復興・総合計画課長、各部局企画担当課職員等
- (3) 事務局
復興・総合計画課 Tel: 024-521-7809

7 福島県土地利用調整会議

- (1) 目的
国土利用計画及び土地利用基本計画並びに大規模な開発行為の事前指導その他土地利用の調整に関し、連絡調整を密にすることにより、総合的かつ計画的な県土の利用の実現を図る。
- (2) 構成
企画調整部政策監、総務課長、土地・水調整課長等、計38名
- (3) 事務局
土地・水調整課 Tel: 024-521-7123

8 水資源連絡調整会議

- (1) 目的
水資源の総合的な開発及び利用調整の円滑な推進を図る。
- (2) 構成

企画調整部政策監、企画調整課長、土地・水調整課長、エネルギー課長等、計23名

(3) 事務局

土地・水調整課 Tel: 024-521-7123

9 過疎中山間地域経営戦略本部会議

(1) 目的

過疎・中山間地域振興のための施策を住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体と協働して総合的かつ効果的な実施を図る。

(2) 構成

知事、副知事、直轄理事、総務部長、企画調整部長等、計29名

(3) 事務局

地域振興課 Tel: 024-521-7114

10 過疎中山間地域振興会議

(1) 目的

過疎・中山間地域の振興を総合的に図る。

(2) 構成

企画調整部長、企画調整部次長（地域づくり担当）、総務課長等、計32名

(3) 事務局

地域振興課 Tel: 024-521-7114

11 原子力発電施設等立地地域振興計画推進庁内連絡会議

(1) 目的

原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の推進等に関し、庁内各部署の意見の調整を図る。

(2) 構成

企画調整部次長（地域づくり担当）、総務課長、企画調整課長等、計14名

(3) 事務局

エネルギー課 Tel: 024-521-7116

12 福島県電子社会推進本部

(1) 目的

県の電子社会推進に関する活動を総合的かつ一体的に行い、その一層の推進を図る。

(2) 構成

知事、副知事、直轄理事、総務部長、企画調整部長等、計23名

(3) 事務局

情報政策課 Tel: 024-521-7134

13 福島県社会保障・税番号制度連絡調整会議

(1) 目的

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、県における社会保障・税番号制度の円滑な導入及び独自利用の検討を総合的かつ一体的に行う。

(2) 構成

情報政策課長、税務課長等、計32名

(3) 事務局

情報政策課 Tel: 024-521-7136

14 福島県文化スポーツ振興推進本部

(1) 目的

県の文化、生涯学習及びスポーツの振興に関する施策を全庁的な取組として、総合的かつ計画的に推進し、本県の文化スポーツの一層の振興を図る。

(2) 構成

知事、副知事、教育長、直轄理事、総務部長、文化スポーツ局長等、計15名

(3) 事務局

文化振興課 Tel: 024-521-7179

◇ 情報統計総室

- 情報政策課
Tel: 024-521-7133 Fax: 024-521-7892
E-mail: jouhou_seisaku@pref.fukushima.lg.jp
- 統計課
Tel: 024-521-7143 Fax: 024-521-7914
E-mail: toukei@pref.fukushima.lg.jp

◇ 避難地域復興局

- 避難地域復興課
Tel: 024-521-8435 Fax: 024-521-8369
E-mail: hinan_hukkou@pref.fukushima.lg.jp
- 生活拠点課
Tel: 024-521-8618 Fax: 024-521-8369
E-mail: seikatsukyoten@pref.fukushima.lg.jp

◇ 文化スポーツ局

- 文化振興課
Tel: 024-521-7179 Fax: 024-521-5677
E-mail: bunka@pref.fukushima.lg.jp
- 生涯学習課
Tel: 024-521-7784 Fax: 024-521-5677
E-mail: shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp
- スポーツ課
Tel: 024-521-7795 Fax: 024-521-7879
E-mail: sports@pref.fukushima.lg.jp